

高岡市地域防災計画

基本編

令和5年9月改定

基本編 目次

第1章 高岡市地域防災計画の策定方針	
第1節 計画の目的	1
第2節 計画策定機関	1
第3節 計画の内容	1
第4節 計画の実効性の確保	6
第2章 防災関係機関等の責務	
第1節 防災関係機関等の責務	7
第2節 防災関係機関等の業務の大綱	9
第3章 高岡市の防災体制	
第1節 高岡市防災会議	17
第2節 高岡市災害対策本部	18
第3節 防災体制	19
第4節 広域応援体制の整備	20
第4章 本市の概況及び災害の危険性	
第1節 本市の概況	22
第2節 本市の災害の危険性	26
第3節 高岡市における過去の災害	63
第4節 減災目標	70

第1章 高岡市地域防災計画の策定方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき市防災会議が作成する計画である。

本計画策定にあたっては、平成7年の阪神・淡路大震災、平成16年の新潟県中越地震、平成23年の東日本大震災及び平成28年の熊本地震などの大規模な災害をはじめ、近年局地的に多発する風水害などの経験や防災をめぐる社会構造の変化等を的確に把握する必要がある。これをもとに、災害予防対策・災害応急対策・災害復旧対策の各段階における市、県、国、公共機関等の防災関係機関及び市民・事業所の役割を明らかにし、想定外の災害にも対応できるように、本市の災害に対処する能力の向上を図り、市域並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画策定機関

本計画の策定機関は、高岡市防災会議とする。

第3節 計画の内容

第1 基本方針

防災とは、災害(暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害)が発生しやすい自然条件下に加え、都市化の進展に伴い、密集した人口、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ本市において、郷土並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための行政上最も重要な施策の一つである。

防災には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階があり、それぞれにおいて、市、県、国、公共機関等の防災関係機関及び市民・事業所が一致協力し、総力をあげて災害対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本方針は以下の通りである。

1 災害予防

(1) 災害に強いまちづくり

災害に強い都市防災機能の整備、都市防災機能の向上、防災活動拠点の整備(広域型・地域型)、防災都市空間の形成、代替性を備えた緊急輸送路の確保、建築物の堅牢・不燃化の促進、広域応援体制の整備等により災害に強いまちづくりを推進するとともに、公共施設、ライフライン施設などの都市基盤施設の防災強化を図る。

(2) 各種災害に対する防災事業等の推進

風水害・土砂災害予防のため、河川整備や下水道（雨水）整備とともに急傾斜地等における事業の促進に努めるほか、火災予防および危険物災害予防のため、各種防災対策を実施する。また、雪害予防のため、道路除排雪機械や消流雪施設等の整備充実に努める。

(3) 防災の体制づくり

各種災害の情報収集・伝達体制の整備、救援・救護体制の整備、緊急輸送体制の整備、避難対策及び孤立集落の予防、災害対応業務のデジタル化の促進等、自発的支援の受入れにより防災活動体制を整備する。さらに、災害に対する調査研究を実施する。

(4) 減災に向けた「備え」の実践と地域防災力の向上

過去の災害及び対応の教訓に学び、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるとの認識のもと、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

そのため、市、防災関係機関、市民一人ひとりが防災意識を持ち、あらゆる主体が平常時から「備え」を実践し、災害による被害を軽減するため、実践的な防災教育・訓練や計画的かつ継続的な研修の実施、自主防災組織の育成・支援等、事業所・企業等の防災組織、要配慮者の安全確保、防災学習機能の充実強化等を通じて、地域の防災力を向上させる。

2 災害応急対策

(1) 応急活動体制の整備

災害が発生するおそれがある場合は、迅速、的確な初動態勢をとるために、災害に対応した非常配備体制、応急活動対策を早急にとるとともに、発災直後の被害規模及び被害拡大の危険性の早期把握や被害に関する情報の収集・伝達を行う。また、大規模な被災の場合は、速やかに災害救助法の適用を働きかけるとともに、広域応援を要請する。さらに、広報活動を実施し、市民に対して情報を迅速、的確に伝達するとともに、災害に関する情報の周知徹底を図る。

(2) 警備・交通対策

円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、社会秩序維持のための警備活動と被災者に緊急物資を供給するための交通規制と施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。

(3) 避難対策と救援・救護活動

災害時には人命の安全を第一として、速やかに高齢者等避難・避難指示を発する等の災害未然防止活動を実施する。また、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供を行うとともに、被災者の救援のために、安全な指定避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行う。さらに、被災者に対する救助・救急活動を速やかに実施するとともに、負傷者に対して迅速な医療救護活動を行う。そして、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

さらに、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえて、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについても検討するよう周知に努めるものとする。

(4) 市民の生活確保対策

上水道、下水道、電力、ガス、通信、鉄軌道等の各ライフラインの施設の応急復旧対策を速やかに講ずるとともに、飲料水、食品、生活必需品の供給や、り災住宅の応急措置等応急住宅対策、応急保育、災害相談・広聴等を実施する。さらに農林畜産業及び漁業の被害拡大防止のための対策を講じるほか、廃棄物・防疫対策、応急教育対策等各種の被災者救援活動を行う。

(5) 公共施設等の応急対策

道路・橋りょう、河川、港湾等の各種公共施設の被害に応じた応急対策を実施し、利用者等の安全確保と施設機能の早期回復等に努めるほか、文化財の被害拡大を防止するよう応急措置を講ずる。

3 災害復旧・復興**(1) 市民生活安定のための緊急対策**

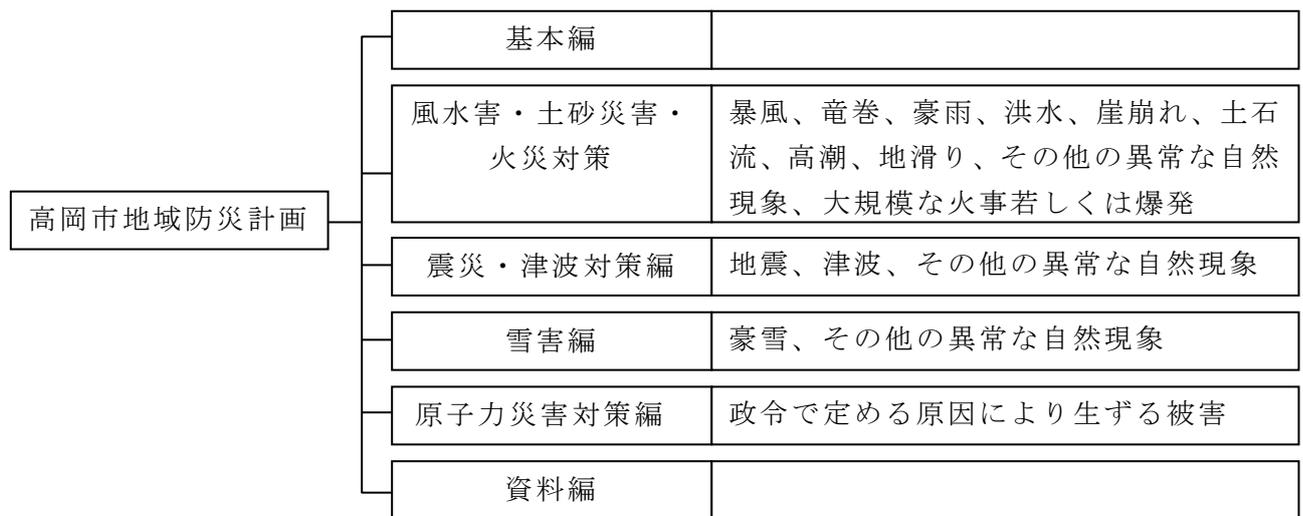
生活相談、義援金・救援物資の取扱い、資金援助、雇用確保など、自立的生活再建を支援することにより被災者の生活確保、被災した中小企業者・農林漁業者への融資による支援、税の徴収猶予や減免等の措置を講ずる。

(2) 激甚災害の指定と復旧・復興事業

被災地域の迅速な復旧を進めるため、激甚災害指定を促進するとともに、復旧計画の策定、大規模災害時の指導・助言制度の活用による公共土木施設の復旧を図る。また、単に元に戻すのではなく、より安全で安心のまちづくりを進めるため復興計画を策定する。

第2 計画の構成

本市の地域防災計画は、「基本編」、「風水害・土砂災害・火災対策編」、「震災・津波対策編」、「雪害編」、「原子力災害対策編」及び「資料編」で構成する。



この計画は、市の災害対策の基本であるとともに、市民、事業所等の防災活動の指針として、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策の推進に、大きな役割を担うものである。

各編は、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画について定めており、これらの計画は、国の災害対策基本法に基づいて策定したものであり、同法では次のとおり定めている。

1 災害予防計画

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するため、平常時において実施すべき諸施策及び施設等の整備についての計画であり、同法では第46条以下4箇条で規定されている。

- 第46条～第49条の3 通則
- 第49条の4～第49条の9 指定緊急避難場所及び指定避難所等
- 第49条の10～第49条の13 避難行動要支援者名簿の作成等

2 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、また発生するおそれのある場合の配備体制や分掌事務をはじめ、各種情報の伝達方法など応急救助及び災害の拡大を防止するための計画であり、同法では第50条以下37箇条で規定されている。

- 第50条～第53条 通則
- 第54条～第57条 警報の伝達等
- 第58条～第61条 事前措置及び避難
- 第62条～第86条の5 応急措置
- 第86条の6～第86条の15 被災者の保護
- 第86条の16～第86条の18 物資等の供給及び運送

3 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、被害を受けた施設の復旧及び災害の再発防止のため、施設の新設・改良及び罹災した市民への復旧援助対策についての計画であり、災害対策基本法では第87条以下18箇条で規定されている。

- 第87条～第90条 災害復旧
- 第90条の2～第90条の3 被災者の援護を図るための措置
- 第91条～第104条 財政金融措置
- 大規模災害からの復興に関する法律

第3 計画の修正

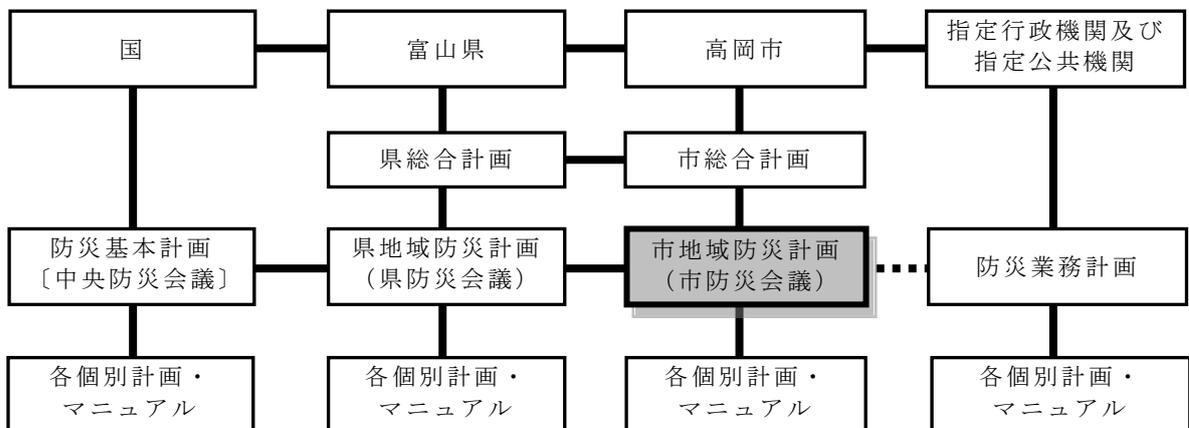
この計画は、国の防災基本計画、県の地域防災計画等の上位計画が修正された場合又は市行政機構の変更や市域の構造が著しく変化し計画内容が不備になった場合など、社会情勢の変化等に応じ毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。

なお、修正にあたっては、市民意見の聴取を行うとともに、各種団体等の求めに応じ計画案の説明会などを開催する。

第4 他の防災計画等との関係

高岡市地域防災計画は、国の防災基本計画、富山県地域防災計画を上位計画として、関係機関の防災業務計画との整合を図り、策定するものである。

また、本計画は、本市総合計画等の諸計画とも整合を図り、「災害に強いまちづくり」を推進するものである。



第4節 計画の実効性の確保

第1 計画の実効性の確保

1 訓練等の実施

市及び防災関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう平常時から相互の連絡調整を行うとともに、多様な災害を想定して訓練を実施し、計画の習熟に努める。

市民への啓発活動については、防災訓練や講習会、広報紙、市ホームページ等のあらゆる機会を通して広報広聴活動や防災啓発活動に努める。

2 達成目標等の設定

各節に達成目標を設定するとともに、応急対策計画については、災害対応の時系列内容を記載し、計画の実行性を確保する。

3 業務の優先度に応じた体制の整備

災害により市役所機能が低下する場合であっても、市民生活に重大な影響を及ぼさないよう、業務の優先度に応じて業務を継続し、また、早期に復旧させるための事前対策として業務継続計画（BCP）を策定する。

第2 複合災害への対応

地震・津波と同時に発生することが想定される風水害・土砂災害及び雪害について、複合災害により更に被害が増大する恐れがある場合は、必要に応じてその対応を記載する。

第3 要配慮者等への配慮

1 要配慮者への配慮

各業務の計画及び実施に当たっては、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。本計画では、それぞれの編における関連箇所において具体的な対応策を示す。

2 男女のニーズの違いへの配慮

計画の策定及び実施に当たっては、男女両性がこれに参画し、両性の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

第2章 防災関係機関等の責務

第1節 防災関係機関等の責務

第1 市民

市民は、日頃から災害に備え、県、市、その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自分の身は自分で守る」という意識のもとに、非常用持ち出し備品の保有などを行う。また、災害時には自身の安全が確保できる範囲の中で、被害の未然防止や拡大防止など、積極的に防災活動を行う。

また、災害が発生した場合の被害の拡大を防止するためには、初期の災害応急対策活動が有効であり、地域住民が「みんなのまちはみんなで守る」という隣保協同の精神と連帯感に基づき、要配慮者の救出や避難活動を行うことが被害を最小限に止める有効な防災対策である。

このため、本市においては、自治会単位で情報連絡体制の確立、避難行動要支援者の把握、防災知識の普及、防災訓練への参加などを積極的に行う自主防災組織の結成を促進し、その育成を図る。

1 自助の推進

- ア 市民は、災害又はこれにつながるような事象に関心を持たなければならない。
- イ 市民は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。
- ウ 県及び市は、市民の自助の推進について、啓発と環境整備に努める。

2 共助の推進

- ア 市民は、災害で困窮した隣人に関心を持たなければならない。
- イ 市民は、居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
- ウ 県及び市は、市民の共助の推進について、啓発と環境整備に努める。

第2 高岡市

市は、その市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関の協力を得て高岡市地域防災計画に基づいて防災活動を実施する。

第3 富山県

県は、その県域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関の協力を得て富山県地域防災計画に基づき、防災活動を実施するとともに関係機関の支援及び総合調整を行う。

第4 国及び指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

指定地方行政機関は、国の責務が十分に果たされるよう相互に協力するとともに、県及び市に対し、地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう適切な措置をとる。

第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、防災業務計画を策定し、防災活動を実施するとともに、国・県・市の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるようにその業務について、県及び市に対し協力する。

第6 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、県、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第7 事業所・企業

消防法に基づく防火管理体制を強化し、建築物の不燃化等に努め、災害時に即応できる計画的な防災体制の組織化を図る。また、業務継続計画（BCP）を策定し、自衛消防隊の設置・訓練を行い、事業所・企業の防災力を向上させるとともに、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保しつつ、地域の防災活動に協力するなど、市民や地域の各種団体と積極的に連携する。

第2節 防災関係機関等の業務の大綱

市及び県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関並びに指定地方公共機関は、災害対策に関し、次の事務を処理する。

第1 高岡市及び富山県

機関等の名称	事務又は業務の大綱
高岡市	<ol style="list-style-type: none"> 1 高岡市防災会議に係る事務に関する事 2 災害対策の組織の整備に関する事 3 災害対策の調査研究に関する事 4 災害対策関係施設の整備及び点検に関する事 5 災害対策関係物資(飲料水、食料、医薬品、生活必需品)・資材の備蓄、整備、点検及び調達に関する事 6 気象予警報の情報伝達、避難の指示及び解除等に関する事 7 防災行政無線等の情報伝達システムに関する事 8 被災状況の情報収集、伝達、広報・広聴及び調査に関する事 9 被災者の救助、救護に関する事 10 災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事 11 消防活動及び水防対策に関する事 12 児童、生徒に対する応急教育に関する事 13 公共施設、ライフライン施設(上下水道)の応急復旧に関する事 14 浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事 15 清掃、防疫、そのほか住民の健康や保健衛生に関する応急措置に関する事 16 災害復旧に関する事 17 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事 18 自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事 19 防災知識の普及及び教育並びに訓練の実施に関する事 20 要配慮者の避難支援に関する事 21 原子力災害における緊急時環境放射線モニタリング(以下、「緊急時モニタリング」という。)に対する協力に関する事

機関等の名称	事務又は業務の大綱
富山県	<ol style="list-style-type: none"> 1 富山県防災会議に関する事 2 災害対策の組織の整備に関する事 3 気象予警報、住民の退避や立ち入り制限及び飲食物の摂取制限の情報伝達に関する事 4 災害に関する情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事 5 被災者の救援、救護に関する事 6 自衛隊及び他都道府県等に対する応援要請に関する事 7 災害時における交通規制及び輸送確保に関する事 8 公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事 9 浸水、土砂崩れ等に対する応急措置に関する事 10 非常食、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事 11 災害救援ボランティアの受入調整等に関する事 12 児童、生徒、学生に対する応急教育に関する事 13 災害時における犯罪の予防、取締り等社会の秩序維持に関する事 14 被災産業に対する融資等に関する事 15 市町村等が処理する災害対策の総合調整に関する事 16 原子力災害における以下の対策に関する事 17 緊急事態応急対策等拠点施設(以下、「オフサイトセンター」という。)との連携等に関する事 18 合同対策協議会等(現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会及び現地事後対策連絡会議をいう。)への参加等に関する事 19 緊急時モニタリングに関する事

第2 指定地方行政機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
中部管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各警察の災害警備活動の指導・調整に関する事 2 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関する事 3 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事 4 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事 5 情報の収集及び連絡に関する事 6 警察災害派遣の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事 7 広域的な交通規制の指導調整に関する事
北陸総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報通信の確保に関する事 2 災害時における非常通信の運用監督に関する事 3 非常通信協議会の育成指導に関する事
北陸財務局 富山財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資に関する事 2 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事 3 主務省の要請による災害復旧事業費査定の立会いに関する事 4 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 5 避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舍等）の 情報収集及び情報提供に関する事
東海北陸厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整 4 緊急医療措置の連携調整に関する事
富山労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における工場、事業場の労働災害の防止に関する事 2 災害時における雇用対策に関する事 3 労働者の被ばく管理の監督指導に関する事 4 労働災害調査及び労働災害補償に関する事
北陸農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧に関する 事 2 農地及び農業用施設の災害復旧事業費の緊急査定に関する事 3 農地及び農業用施設の災害復旧融資対策に関する事 4 災害時における応急食糧の緊急引渡しに関する事 5 政府所有米穀の売却及び災害時における応急供給に関する事 6 応急用食料・物資の支援に関する事 7 原子力災害における農産物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導 に関する事
中部森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林、治山による災害予防に関する事 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び防災管理に関する 事 3 国有林野の火災防止等保全管理に関する事 4 林野及び林産物の汚染対策の指導に関する事
中部経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関する 事 2 災害時における物資の安定供給確保に係る情報収集及び関係機関 との連絡調整に関する事 3 電気、ガス、工業用水の安定供給の確保に関する事 4 中小企業者の事業再開に必要な資金の融通円滑化等の措置に関する 事 5 災害対策本部等への職員の派遣に関する事

機関等の名称	事務又は業務の大綱
中部近畿産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物の保安に関すること 2 鉱山における災害の防止及び応急対策に関すること
北陸地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 黒部川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報等の水防情報に関すること 2 黒部川流域及び常願寺川流域の砂防工事に関すること 3 富山湾沿岸の海岸保全施設に関する工事に関すること 4 利賀川における利賀ダムの建設工事に関すること 5 利賀川に係る河川の管理に関すること 6 一般国道8号、41号、156号、160号及び470号の改築及び修繕工事、維持その他の管理に関すること 7 一般国道359号の改築工事に関すること 8 港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること 9 航路の整備、保全及び管理に関すること 10 国が行う海洋汚染の防除に関すること 11 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他管理に関すること 12 土砂災害緊急情報の発表等に関すること 13 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関すること
北陸信越運輸局 富山運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における鉄道事業者、軌道事業者、自動車運送事業者の安全運行の確保に関すること 2 災害時における自動車の調達、あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導に関すること 3 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること 4 災害時における船舶調達、あっせんに関すること 5 災害時における水上輸送及び港湾荷役作業措置に関すること 6 船舶及び鉄軌道の事故災害の防止対策に関すること
大阪航空局 小松空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における富山空港の措置に関すること 2 航空災害の防止対策及び応急措置に関すること 3 人員、応急物資等の空輸の利便確保に関すること
東京管区气象台 富山地方气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）、水象の予報、警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること 6 災害対策本部等への職員の派遣に関すること
第九管区海上保安本部 伏木海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上災害時における救助及び救難に関すること 2 海上交通の安全確保及び治安の維持に関すること 3 海上災害の防止対策及び応急措置に関すること 4 船舶等への気象警報の伝達、緊急通報、避難及び立ち入り制限等の各種制限措置の伝達等に関すること 5 災害時における援助に関すること 6 原子力災害における海上における緊急時モニタリングの支援に関すること 7 海上の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域並びにこれらの周辺における治安の確保に関すること
国土地理院 北陸地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する情報の収集、地理空間情報提供に関すること 2 災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施に関すること 3 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言

中部地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること 2 災害時における廃棄物に関すること
-----------	---

第3 警察署

機関等の名称	事務又は業務の大綱
高岡警察署 射水警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難措置、人命救助、犯罪の予防、交通の規制等社会秩序の維持に必要な措置に関すること 2 災害警備計画の策定に関すること 3 災害警備本部の設置及び廃止に関すること 4 住民等に対する広報及び避難等の誘導に関すること 5 立入禁止措置及び解除に関すること 6 事故状況の把握に関すること 7 原子力災害における原災法第17第9項に規定する緊急事態応急対策区域（以下「緊急時応急対策実施区域」という。）及び同項に規定する原子力災害事後対策実施区域（以下「原子力災害事後対策実施区域」という。）並びにこれらの周辺地域の警備並びに交通規制に関すること

第4 自衛隊

機関等の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第14普通科連隊 第382施設中隊 海上自衛隊 舞鶴地方総監部 航空自衛隊 第6航空団	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣に関すること 2 災害時における応急復旧活動に関すること 3 人、物資等の緊急輸送支援に関すること 4 その他災害応急対策の支援に関すること 5 原子力災害における緊急時モニタリングの支援に関すること

第5 指定公共機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
西日本旅客鉄道 ㈱金沢支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道輸送の安全確保に関すること 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること
日本貨物鉄道㈱ 金沢支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること
西日本電信電話 ㈱富山支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること
株式会社NTTドコモ 北陸	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 地震災害時における緊急通話の確保に関すること
KDDI株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 地震災害時における緊急通話の確保に関すること
ソフトバンク株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 地震災害時における緊急通話の確保に関すること

楽天モバイル株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 地震災害時における緊急通話の確保に関すること
機関等の名称	事務又は業務の大綱
日本赤十字社 富山県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時の血液製剤の供給に関すること 3 義援金及び救援物資の募集及び配分のあっせん並びに連絡調整に関すること 4 災害時における炊出しや避難所奉仕等の協力に関すること
北陸電力(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること 3 原子力災害における以下の対策に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・保安規定の制定に関すること ・原子力事業者防災業務計画の作成、修正に関すること ・原子力防災組織の設置に関すること ・発電所の防災体制の整備に関すること ・関係市町村の住民等への放射線防護等に関する知識の普及・啓発に関すること ・発電所の災害予防に関すること ・非常用通信機器及び通信連絡体制の整備に関すること ・放射線測定設備（以下「敷地境界モニタリングポスト」という。）及び計測器等の整備に関すること ・敷地境界モニタリングポストにより測定した放射線量の記録及び公表に関すること ・放射線障害防護用器具及びその他資機材の整備に関すること ・従業員等に対する防災に係る教育訓練等に関すること ・原子力防災対策資料の整備に関すること ・特定事象等発生時の通報等に関すること ・発電所の敷地内の応急対策に関すること ・災害状況等の把握及び防災関係機関に対する情報の提供に関すること ・緊急時モニタリングの実施に関すること ・合同対策協議会等への参加等に関すること ・県、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力及び連携に関すること ・汚染の除去等に関すること ・災害復旧に関すること ・損害賠償の請求等への対応に関すること ・原子力防災管理者等の選任又は解任に関すること ・原災法に基づく原子力防災要員等の届出に関すること
北陸電力送配電(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における電力供給の確保に関すること
日本通運(株)北陸東支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における緊急輸送の確保に関すること
日本放送協会 富山放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること 3 社会事業団等による義援金募集の周知に関すること
日本郵便(株)北陸支社 日本郵便(株)高岡郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地における郵便はがきの無償交付、為替貯金及び簡易保険郵便年金、小包郵便等の非常取扱いに関すること 2 市に対する簡易保険等の災害復旧融資に関すること
日本銀行	<ol style="list-style-type: none"> 1 通貨の円滑な供給確保に関すること 2 金融機関に対する金融緊急措置の指導に関すること

中日本高速道路株式会社	1 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること
機関等の名称	事務又は業務の大綱
独立行政法人国立病院機構	1 原子力災害時における緊急時医療班派遣に関すること 2 所管の県内施設及び近県施設による罹災疾病者の収容、治療に関すること 3 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所をして緊急時医療班の活動支援にあたらせる。

第6 指定地方公共機関

機関等の名称	事務又は業務の大綱
鉄道・バス事業者 (加越能バス(株) あいの風とやま 鉄道(株))	1 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 2 災害時における被災地との交通の確保に関すること
ガス供給事業者 (高岡ガス(株) 日本海ガス(株) 一般社団法人富 山県エルピィーガス協会)	1 災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること 2 ガス施設の防護管理及び災害時の応急措置並びに復旧に関するこ と 3 災害時のガス事故防止に係る応急措置等の周知徹底に関すること
報道機関 北日本放送(株) 富山テレビ放送(株) (株)チューリップテレビ (株)北日本新聞社 (株)北國新聞社 富山エフエム放送(株) (一社)富山県ケーブルテレビ協議会	1 防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること 3 社会事業団等による義援金募集の周知に関すること
土地改良区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に 関すること
一般社団法人富山 県トラック協会 (トナミ運輸(株) 伏木海陸運送(株))	1 災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保に関す ること 2 災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動 に関すること

第7 水害予防組合

機関等の名称	事務又は業務の大綱
庄川水害予防組合 小矢部川中流水害予防 組合	1 水防施設、資器材の整備及び防災管理並びに水防活動に関すること

第8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関等の名称	事務又は業務の大綱
公的病院 高岡市医師会 (社)富山県看護協会高岡・氷見支部 (社)富山県薬剤師会高岡支部 (社)高岡市歯科医師会	1 災害時における負傷者の医療救護、財産救助及び収容患者等に対する医療の確保に関すること 2 防災その他保健衛生活動の協力に関すること
農林漁業団体 農業協同組合 漁業協同組合 森林組合	1 市が行う農林漁業関係の被害調査及び応急対策の協力に関すること 2 農産物、林産物、水産物の災害応急対策の指導に関すること 3 被災農林漁業従事者に対する融資又はそのあっせんに関すること 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること
高岡商工会議所 高岡市商工会	1 市が行う商工業関係の被害調査及び応急対策の協力に関すること 2 商工業者に対する融資又はそのあっせんに関すること 3 災害時における中央資金の導入に関すること 4 災害時における物価安定についての協力に関すること 5 救援物資、衛生医薬品、生活必需品、生鮮食料品、復旧資材等の確保の協力及びあっせんに関すること
高岡市社会福祉協議会	1 災害救助金品の募集、被災者の救護その他市が実施する応急対策についての協力に関すること 2 災害時におけるボランティアの受入れ及び派遣に関すること
一般建設業者	1 災害時における応急対策及び災害復旧の協力に関すること
鉄軌道事業者 万葉線(株)	1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること 2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること 3 災害時における被災地との交通の確保に関すること
報道機関 (株)ラジオたかおか 高岡CATV(株) 射水CATV(株)	1 防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること 2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること 3 社会事業団等による義援金募集の周知に関すること
原子力防災専門官	1 原子力災害における以下の対策に関すること ・オフサイトセンター内の施設等の維持・管理に関すること ・原子力事業者防災業務計画の作成及び修正に対する指導・助言に関すること ・北陸電力が実施する原子力災害予防対策に対する指導・助言及び原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務に関すること ・特定事象発生時における状況把握のための情報収集に関すること ・特定事象発生時における県及び氷見市等が行う応急措置に対する助言その他原子力災害の発生又は拡大防止に必要な業務に関すること ・原災法に基づく立入検査の実施等に関すること
原子力運転検査官	1 原子力災害における以下の対策に関すること ・発電所の運転状況、設備の保全状況等に関すること ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第37条第1項に規定する保安規定(以下「保安規定」という。)の遵守状況の把握等に関すること ・発電所の事故状況の把握のための情報収集に関すること

機関等の名称	事務又は業務の大綱
防災関係機関 富山県防災士会 自主防災組織	1 防災に係る知識の普及に関すること 2 災害等の発生時における情報の収集伝達、救出・救護活動・避難誘導・初期消火等災害応急対策活動に関すること 3 防災訓練の実施に関すること 4 防災用資材の備蓄に関すること 5 避難行動要支援者に対する避難支援に関すること

第3章 高岡市の防災体制

第1節 高岡市防災会議

高岡市防災会議は、災害対策基本法第16条(市町村防災会議)及び高岡市防災会議条例に基づき設置され、高岡市の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議することを目的とする機関である。

第1 組織

会長 高岡市長
委員 (高岡市防災会議条例第3条第5項)
幹事 (高岡市防災会議条例第5条)

第2 所掌事務

- ・高岡市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- ・市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ・上記の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- ・上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第3 事務局

事務局は、高岡市総務部危機管理課とする。

第2節 高岡市災害対策本部

高岡市災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2(市町村災害対策本部)及び高岡市災害対策本部条例に基づき設置され、高岡市の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市長は、高岡市地域防災計画の定めるところにより、高岡市災害対策本部を設置する。

第1 組織

本部長 高岡市長（災害対策基本法第23条の2第2項）
副本部長・本部員 （災害対策基本法第23条の2第3項）

第2 所掌事務

高岡市地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、高岡市災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努める。

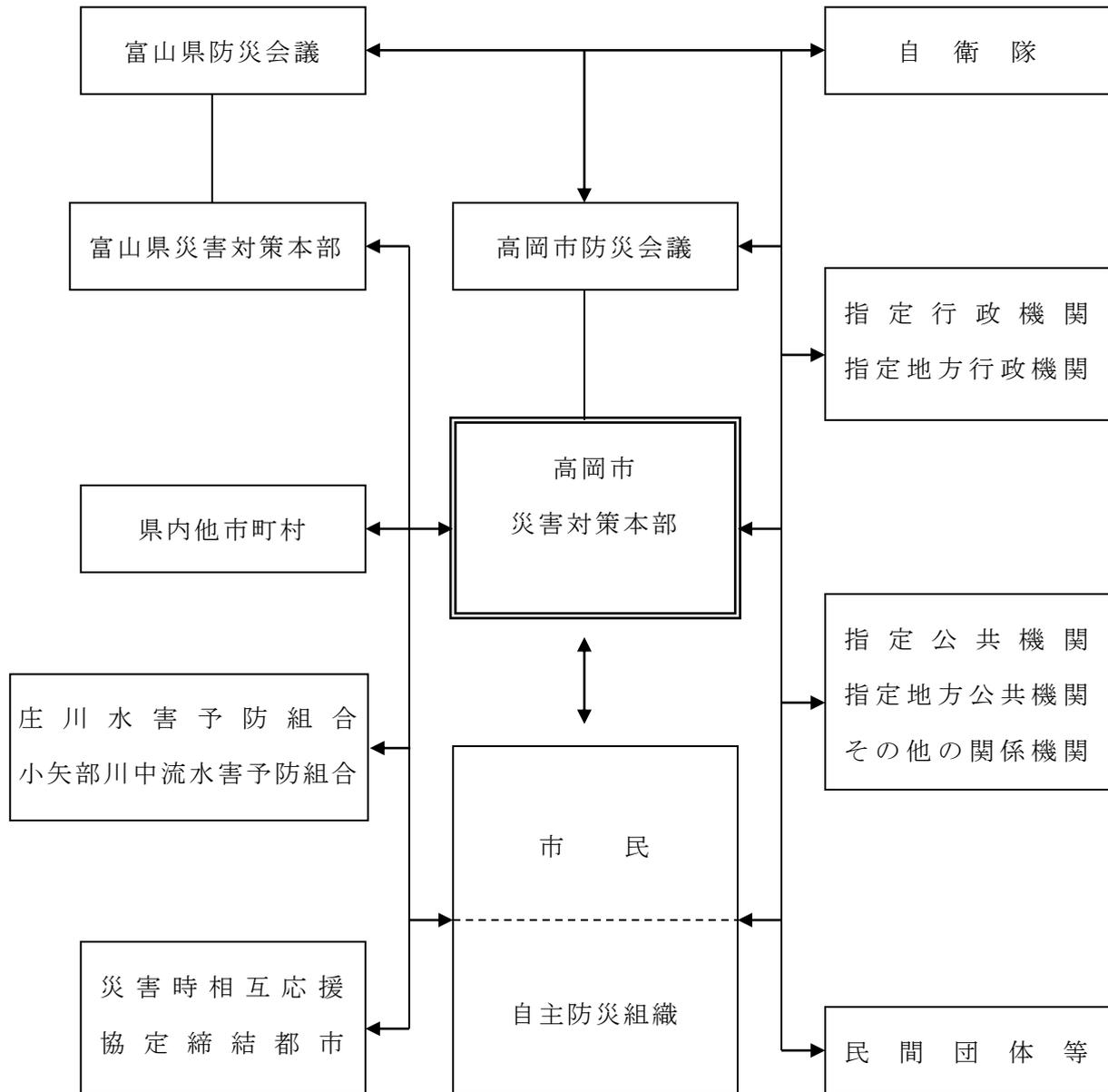
- ・高岡市地域に係る災害に関する情報を収集すること。
- ・高岡市地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施する。

第3 事務局

事務局は、各編、高岡市災害対策本部事務局とする。

第3節 防災体制

高岡市の防災体制は次のとおりである。



第4節 広域応援体制の整備

1 都市間協定

地震等の大規模な災害が発生し大きな被害となった場合、広範多岐にわたる迅速な応急復旧対策が必要となるため、一つの都市だけの対応では限界があり、他の都市の応援を求めなければならない事態が十分予想される。

このため、平常時にあらかじめ災害時相互応援協定を締結し、災害に備えて万全を期する。

また、東日本大震災のような大規模、かつ広域にわたる災害が発生した場合を想定し、高速交通体系を活用し遠隔地の都市との協定締結を推進する。なお、その際は、自治体の規模、距離的要件、本市及び既協定締結都市と同一災害を受けないことなどを勘案することとする。

そして、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員受け入れの訓練を実施し、システムの習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

これまでに災害時相互応援協定を締結した都市

富山県氷見市	昭和 58 年	7 月締結
石川県小松市	平成 8 年	2 月締結
〃 金沢市	平成 8 年	3 月締結
新潟県長岡市	平成 8 年	5 月締結
富山県射水市	平成 17 年	6 月締結
〃 小矢部市	平成 18 年	2 月締結
愛知県一宮市	平成 19 年	10 月締結
富山県砺波市	平成 19 年	10 月締結
岐阜県中津川市	平成 20 年	7 月締結
〃 美濃市	平成 21 年	2 月締結
静岡県沼津市	平成 23 年	11 月締結
千葉県松戸市	平成 24 年	2 月締結
福井県越前市	平成 24 年	5 月締結(覚書)
岐阜県大垣市	平成 25 年	5 月締結
神奈川県大和市	平成 29 年	11 月締結

2 民間企業・団体等との協定

都市間協定と併せて、飲食料、生活物資、災害応急・復旧業務の応援など、民間企業や団体等との協定の締結を推進する。また、県及び市は、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

さらに、県及び市は、災害応急対策への協力が期待される建設業の担い手の確保・育成に関する取り組みを支援するものとする。

3 相互応援体制の整備

大規模災害の発災時に県と連携し、他の地方公共団体、民間企業、ボランティア等の各種団体から、人的・物的支援を円滑に受け入れるため、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「高岡市災害時受援計画」に基づき、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。

そして、市は、国や県、他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

第4章 本市の概況及び災害の危険性

第1節 本市の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

本市は、富山県の北西部に位置し、東は射水市、北西は氷見市・石川県宝達志水町・石川県津幡町、南西は小矢部市、南は砺波市に接している。

行政区域は、東西約24.5km、南北約19.2km、面積は209.57k㎡であり、富山県全体の面積に占める割合は約5%である。

2 地形及び地質

本市の東は射水平野、南は砺波の沃野に接し、西には宝達山や石動山等を主峰とする宝達山系が連なり、さらに宝達山から二上丘陵が東に延びて富山湾に接している。

市の北西側は山間地域を構成し、南東に向かって次第に標高を低め、庄川と小矢部川とによって生じた沖積平野が広がっている。

地形を概観すると、庄川及び小矢部川の土砂の供給によって形成された扇状地、氾濫平野からなる低地・段丘と市北西方の標高100～250m程度の丘陵地に大別され、地形の特徴から次の4つの地形に区分される。

(1) 低地地域

- ・ 砺波平野と呼ばれる庄川扇状地域
- ・ 小矢部川低地と呼ばれる小矢部川氾濫平野地域
- ・ 射水平野と呼ばれる沿岸の海岸平野地域

(2) 丘陵地域

- ・ 宝達丘陵、二上山丘陵、射水丘陵

(1) 低地地域

本市の低地地域は、最も新しい地層の第四紀層の未固結堆積物が厚く覆っているが、更新世(約200万年前)に堆積した旧期扇状地堆積物とされる段丘面が存在する。

これは、小矢部川に沿う石動断層帯等を境として、更新世頃に丘陵部が上昇し、平野部が沈降する構造運動があったためと考えられる。

この結果周辺の山地丘陵の隆起により、多量の土砂が砺波平野に供給され、新期扇状地が形成された。

これに対して、小矢部川上流には急な山地が少なく扇状地が発達しなかったと考えられる。

ア 砺波平野(庄川扇状地)

砺波平野は庄川町付近を扇頂とし、小矢部川右岸から本市の市街地の北に延びる、やや勾配のある新旧扇状地である。

扇状地上には浅い谷地形が見られ、これはかつての庄川の流路あるいは分流によって形成されたと考えられる。

さらに細かい流路が扇状地上に見られ、これらの一部は庄川の氾濫による洪水の流下によって形成されたと考えられる。

扇状地は砂礫を中心とする土砂からなり、扇状地の末端では砂質系の細粒分の多い地質が分布していると考えられる。

イ 小矢部川低地

小矢部川は、河川勾配が小さいこともあり下流側で蛇行が大きくなる。小矢部川に沿って幅2～3 kmの氾濫平野が発達している。この氾濫平野には、かつて小矢部川が蛇行して形成した旧河道や洪水氾濫による流路が旧河道地形として認められ、古いものは後背湿地に区分されるものがある。

小矢部川の左岸丘陵地側には、丘陵地の土砂の供給により形成された標高差数mの沖積段丘が分布する。

ウ 射水平野等（海岸平野地域）

海岸平野地域は、庄川・小矢部川河口付近の氾濫平野、富山新港付近の海岸平野、有磯海沿いの海岸平野とに区分できる。

庄川・小矢部川付近の氾濫平野地域は、河川によって掃流された砂礫の堆積物が多いとともに、旧河道の微低地が認められる。

現在は、旧河道及び氾濫平野が盛土されて工場や住宅地として利用されている。

小矢部川河口付近の左岸には砂丘が海岸線に沿って延びるとともに、その背後の段丘に挟まれて海岸平野と後背湿地が分布する。砂丘前面には埋立地が構成されている。

富山新港付近の海岸平野は、全般に地盤高が低く後背湿地が多い。現在の富山新港は、かつての潟湖を利用し造成したもので、その一部は工場等に利用されている。

この潟湖から西方にかけて後背湿地が広く分布する。この後背湿地は砂丘や砂州に挟まれた低地にあたり、この付近ではシルトを中心にシルト質細砂等の土質が分布する。

市西北端部の有磯海沿い（太田地区）は、海岸に沿って広く発達する砂丘とその背後の海岸平野と後背湿地からなる。この付近では、細砂や極細砂を中心に砂質系の土質とともにシルト質の土砂が分布する。

(2) 丘陵地域

本市の西方には、標高100～250m程度の稜線からなる丘陵地で、宝達丘陵とその支稜にあたる。

地質は第三紀層の泥岩、砂岩、凝灰岩の互層からなる。

地質が泥岩等の第三紀層からなるため地すべり地形が多く、特に市南西部の丘陵地では規模の大きい地すべりがあり、かつて谷を埋めたこともうかがえる。地すべりの浸食岩下部や溪流出口には、沖積錐が点在している。また、子撫川沿いには、凝灰岩層が露出して、小規模ではあるが多くの滝やたまねぎ層、ポートホール等の地形が見られる。

一方、丘陵地の小矢部川低地に沿う地域では、段丘が断続的に分布しており下流側ほど発達している。

段丘は旧期の扇状地堆積物で構成され、主に中砂・細砂・極細砂及びシルトなどの土砂が分布する。

3 地盤

(1) 地盤の軟弱性とゆれの増幅

本市は、沖積層の厚い平野が多くを占め、地震によりゆれが増幅される性質がある。

地震が発生すると、震源から離れるにつれて地震波は弱まるが、任意の地点についてみると、地面を伝わって来た地震波は、その基盤（N値は、地盤の固さを表す単位で、一般にN値50以上の地面を地震基盤とよぶ）の上にある低地の軟弱な沖積層によって著しく増幅され、被害は大きくなる。

たとえ震源からの距離が同じであっても、その地点の地盤の軟弱度合いによって、揺れの大きさは変わる。一般的には、山地・丘陵地ではごく小さく、台地部ではわずかの増幅（1.3倍から1.6倍）、沖積低地では1.8倍から2.5倍の増幅となることが知られている。

(2) 地盤の構成と分布状況

庄川扇状地の末端部に位置する本市においては、沖積層（砂利、砂混じり粘土層、粘土層、泥土）の地盤からなる扇状地、氾濫平野や自然堤防といった低地部、洪積層（砂礫層、砂混じり硬質粘土層、ローム層）の砂礫がけずられ残った台地（段丘面等）及び第三紀層以前の地層（岩盤・硬質砂礫層）からなる宝達丘陵や二上山丘陵、及び射水丘陵が分布する。

なお、射水平野の一部である牧野地区は、シルト質等含水量が多い土砂が30m程度堆積されていることから、この付近は著しく軟弱な地盤の分布が見られる。

第2 社会的条件

1 人口及び産業

本市の人口は、約16万7千人（令和3年度末）で、県内では富山市に次ぐ人口規模で県西部地域の中核的都市となっているが、減少傾向が続いており、今後、少子高齢化の進展や転出超過の状況で推計すれば、令和7年度の本市の人口は、16万2千人を割り込むと予想される。住みやすく、活動しやすい地域をつくることにより、転出の抑制と転入の促進を図り、社会動態は均衡を保ちつつ、政策努力により若い世代の社会動態の増加、人口減少の抑制を目指す。

産業は、銅器、漆器などの伝統産業とアルミ、化学、パルプ・紙などの近代産業が相まって、日本海沿岸を代表する工業都市として発展してきたが、バブル経済崩壊後の厳しい経済情勢下で企業活動は、長期の停滞を余儀なくされ、製造品出荷額等が減少してきた。ここにきて近年、緩やかな回復基調にあり、また、新規産業の創出や既存企業の新事業進出といった芽も出始めてきている。

2 土地利用の現況等

本市の市街地は、高岡市制施行当時の市域を中心とする高岡市街地、伏木港を中心とする伏木市街地、また、戸出、中田、牧野、西高岡、福岡の飛市街地から構成される。

住宅地は商業地を取り巻くような形で拡がっているが、中心市街地では店舗や中小零細工場等が混在する木造密集地域が多い。

一方、周辺市街地では、土地区画整理事業や民間開発などによる住宅地造成が進展している。また、伏木市街地は海側の既成市街地と、山手側の新市街地の2つに分けられ、既成市街地は木造密集地、山手側の新市街地は団地開発等により、緑の多い戸建住宅地となっている。

工業地は、伏木港周辺から小矢部川沿岸にかけての地域、中心市街地西側から小矢部川右岸にかけての地域に広がるが、一部には工場の転出に伴う未利用地もみられる。なお、伏木外港周辺は、国際交流や物流拠点としての役割を担っており、伏木富山港は国際拠点港湾としての位置づけに加え、平成23年11月に日本海側拠点港に選定された。また、戸出、中田及び小矢部川左岸には工業団地が形成されている。

一方、中心市街地には、伝統産業である銅器や漆器等の中小工場と住宅が混在する地区が広がる。

商業地は、あいの風とやま鉄道・JR高岡駅を中心とする中心市街地に形成され、伏木、戸出、中田、立野、福岡においても近隣商業地が形成されている。また、JR新高岡駅周辺地区では県内有数の大型ショッピングセンターが立地し、広域の玄関口として観光・交流等の機能の誘導を図るため、土地区画整理事業を進めている。

また、国道8号、国道156号など幹線道路沿いに、沿道サービス等の商業施設の立地が見られる。一方、中心商業地については、空き店舗や空地などが増加傾向にある。

第2節 本市の災害の危険性

第1 地震災害の危険性

1 過去の地震被害

新編日本被害地震総覧に、本市での被災記録がある地震は、天正13年(1586年)と安政5年(1858年)の地震である。

天正13年11月29日(1586.1.18)の天正地震では、液状化現象により木舟城が地中に埋没し、城主前田秀継夫妻が圧死するなど、城下で多数の死傷者が出た。

安政5年2月26日(1858.4.9)の地震は、跡津川断層帯が震源とされ、立山「鳶崩れ」により常願寺川流域に大異変を生じた。本市域では、川原町一帯に地割れが起き、得照寺付近では水や砂を吹き出し、けが人多数、死者も出た。また、称念寺の伽藍が傾き、八丁道灯籠残らず倒れると古文書に記されている。

このことから、内陸型の地震により液状化が発生したと推定される。

1933年以降、富山地方気象台において記録した有感地震は、計516回(2021年8月末現在)あり、そのうち、震度4以上を記録した地震は10回と全国的にも有感地震の少ない県である。(第4章第3節「富山県における震度3以上有感地震一覧表」参照)

2 市域周辺の活断層

本市域内に位置する活断層は、石動断層帯と海老坂断層帯がある。

本市に分布する活断層

断層名	確実度	活動度	長さ	走向	変位方向		平均変位速度 (m/1000年)
					隆起側	横ずれ	
石動断層帯	I(確実)	—	15km	NE	NW	—	—
海老坂断層帯	II(推定)	C(数センチ /1千年)	4km	NNE	SE	—	—

3 富山県に関わる活断層の地震評価

地震調査研究推進本部は、全国の主要な113の内陸型の活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性等を評価している。

富山県に関わる活断層では、平成14年12月(平成20年5月一部改訂)に砺波平野断層帯・呉羽山断層帯、平成16年9月に跡津川断層帯・庄川断層帯、平成17年3月に牛首断層帯、平成19年5月に魚津断層帯、平成13年12月(平成25年11月一部改訂)に森本・富樫断層帯、平成17年3月に邑知瀧断層帯の長期評価結果が公表されている。

地震発生確率では、砺波平野断層帯東部、呉羽山断層帯及び森本・富樫断層帯は「Sランク(高いグループ)」、砺波平野断層帯西部、魚津断層帯及び邑知瀧断層帯は「Aランク(やや高いグループ)」に属する。(30年以内の地震発生確率が3%以上は「Sランク(高いグループ)」、0.1%以上~3%未満を「Aランク(やや高いグループ)」としている。)

《長期地震評価の内容（文部科学省地震調査研究推進本部）》

活断層名	地震規模	主な活断層における相対的評価	地震発生確率（30年内）	平均活動間隔	最新活動時期
砺波平野断層帯西部（石動、法林寺断層）	M7.2	A	ほぼ0%～2% もしくはそれ以上	約6000年～12000年 もしくはそれ以下	約6900年前～1世紀
砺波平野断層帯東部（高清水断層）	M7.0	S	0.04%～6%	3000年～7000年程度	約4300年前～3600年前
呉羽山断層帯	M7.2	S	ほぼ0%～5%	3000年～5000年程度	約3500年前～7世紀
跡津川断層帯	M7.9	Z	ほぼ0%	約2300年～2700年	1858年 飛越地震
庄川断層帯	M7.9	Z	ほぼ0%	約3600年～6900年	11～16世紀
牛首断層帯	M7.7	Z	ほぼ0%	約5000年～7100年	11～12世紀
魚津断層帯	M7.3	A	0.4%以上	8000年程度以下	不明

その他本県に影響を及ぼす活断層

活動断層名	地震規模	主な活断層における相対的評価	地震発生確率（30年内）	平均活動間隔	最新活動時期
森本・富樫断層帯	M7.2	S	2%～8%	約2000年	約2000年前～200年前
邑知瀧断層帯	M7.6	A	2%	約1200年～1900年程度	約3200年前～9世紀

※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1%～3%未満を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」と表記。

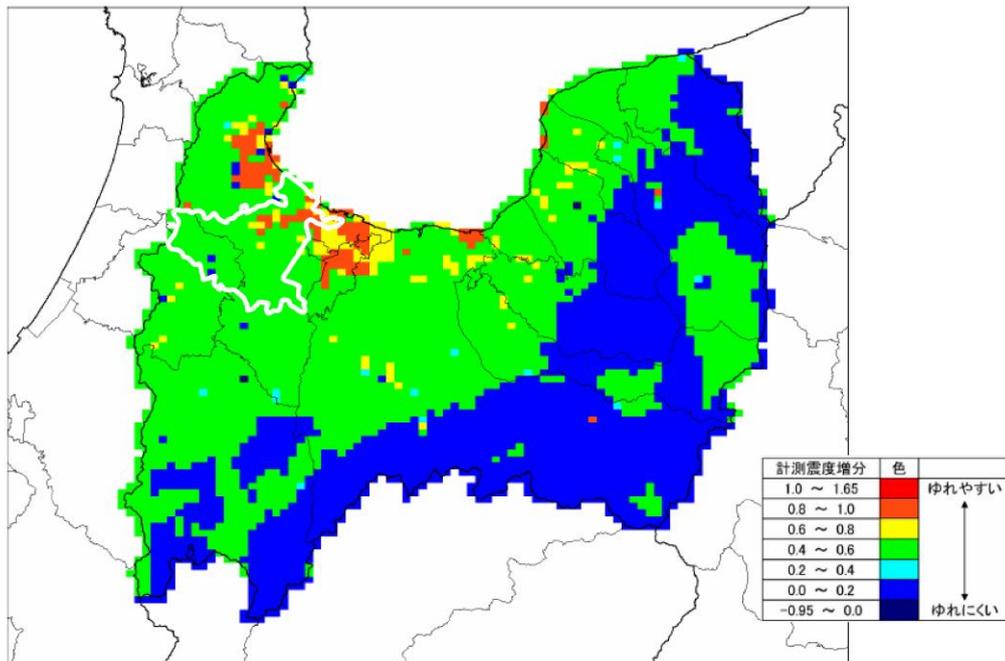
＜参考＞2016年熊本地震発生直前における確率

活動断層名	地震規模	地震発生確率（30年以内）	平均活動間隔	最新活動時期
布田川断層帯（布田川区間）	M7.3	ほぼ0%～0.9%	8,100年～26,000年	約6,900年前以後～約2,200年前以前

4 表層地盤のゆれやすさ

地震による地表でのゆれの強さは、主に、「地震の規模(マグニチュード)」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なる。一般的には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べてゆれは大きくなる。

本市では小矢部川下流地域の低地及び小矢部川・庄川合流地域の射水平野等(海岸平野地域)において、地盤が安定している地区に比べ震度が0.8～1大きくなるのがわかる。



表層地盤の揺れやすさマップ(富山県) (内閣府 2005年10月)

※国土交通省の地盤データを基に、都道府県のボーリング調査結果や過去の地震データなどを加味して分析を行い、地震の揺れの要素となる表層地盤の硬軟など「地盤特性」に着目し、地図を1平方キロごとにメッシュ区分を行い、揺れやすさを7段階に色分けしたマップによる。

5 地震の想定

地震災害対策の検討に当たっては、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を進める。

地震の想定は、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

富山県では、平成7年度に跡津川断層帯(M7.9)による被害調査、平成9年度に呉羽山断層帯(M7.2)による被害調査、平成12年度に法林寺断層帯(M7.2)による被害調査、平成23年度に呉羽山断層帯の被害調査、さらに平成29年度に砺波平野断層帯西部並びに森本・富樫断層帯及び邑知潟断層帯の被害調査を実施している。

地震被害想定からみた場合、被害の発生に最も影響するのは加速度の大きさと考えられており、地震動を評価する指標として加速度を用いることが一般的である。

このようなことから、基盤加速度を推定するとともに、地震応答解析を行い、各種地盤の特性を考慮して、地表面最大加速度を推測し、震度分布を推定している。

以上の結果、本市域の平野部ではいずれの想定地震においても震度が大きいと予想される。

(1) 跡津川断層帯(M7.9)

震度分布では、断層付近が震度7を示しており、震度6はその外周部と富山湾沿いの平野部(軟弱地盤)に分布している。

(2) 呉羽山断層帯 (M7.2)

震度分布では、断層付近が震度7を示しており、その周辺では、震度6弱以上が分布している。また、富山湾沿いの平野部(軟弱地盤)にも大きな震度が示されている。

(3) 法林寺断層帯 (M7.2)

震度分布では、断層近傍が震度6強を示しており、その周辺では震度5強以上が分布している。また、富山湾沿いの平野部(軟弱地盤)にも大きな震度が示されている。

(4) 砺波平野断層帯西部 (M7.2)

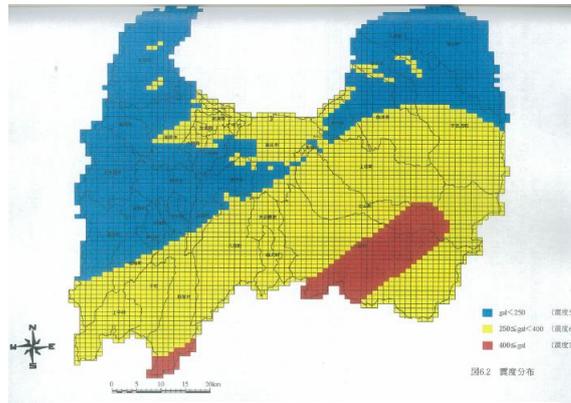
震度分布では、断層付近が一部震度7を示しており、断層近傍では震度6強、その周辺では震度5強以上が分布している。また、富山湾沿いの平野部(軟弱地盤)にも大きな震度が示されている。

(5) 森本・富樫断層帯 (M7.2)

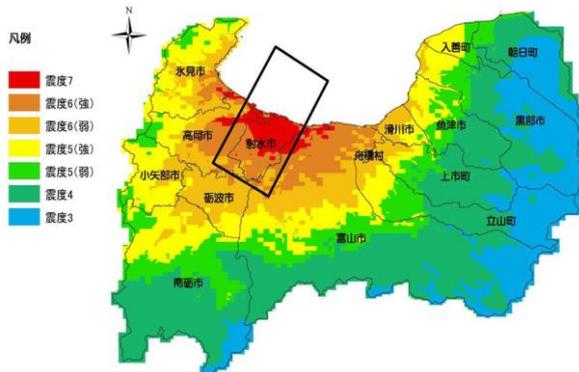
震度分布では、断層付近が震度6強を示しており、その周辺では震度6弱以上が分布している。また、富山湾沿いの平野部(軟弱地盤)にも大きな震度が示されている。

(6) 邑知潟断層帯 (M7.6)

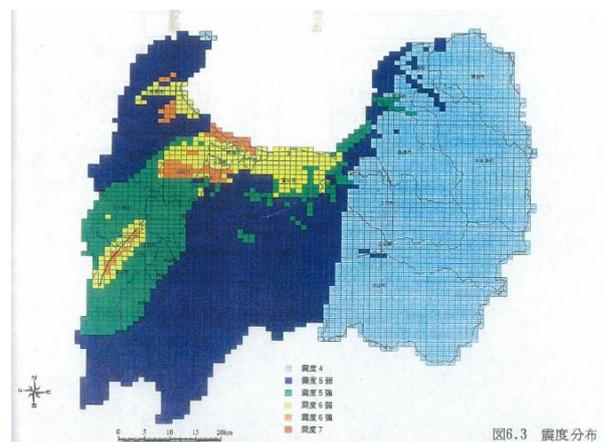
震度分布では、断層付近が震度7を示しており、その周辺では震度6強以上が分布している。また、ケース4の地震分布では、高岡市のほぼ全域が震度7を示している。



跡津川断層帯想定地震震度分布

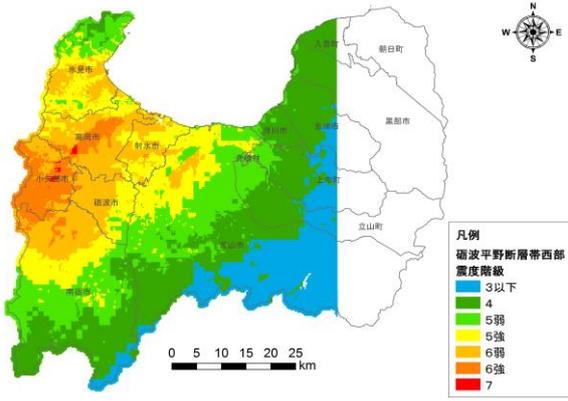


呉羽山断層帯想定地震震度分布

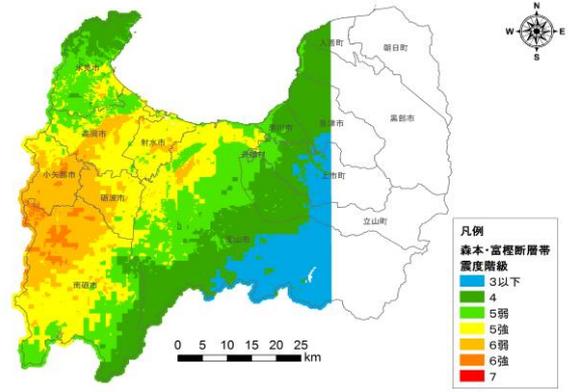


法林寺断層帯想定地震震度分布

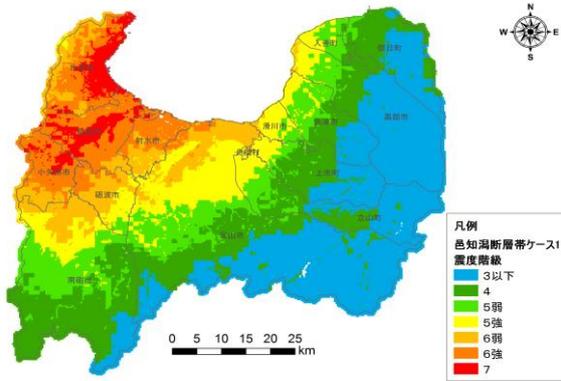
第4章 本市の概況及び災害の危険性



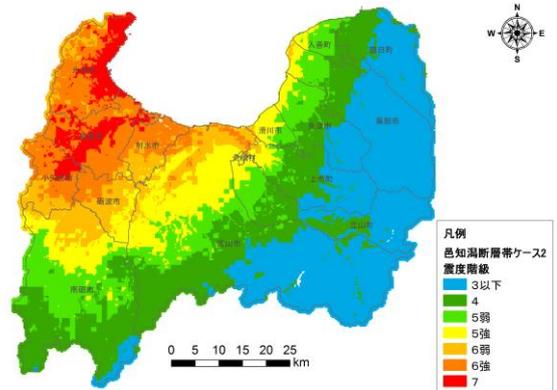
砺波平野断層帯西部地震予測震度分布



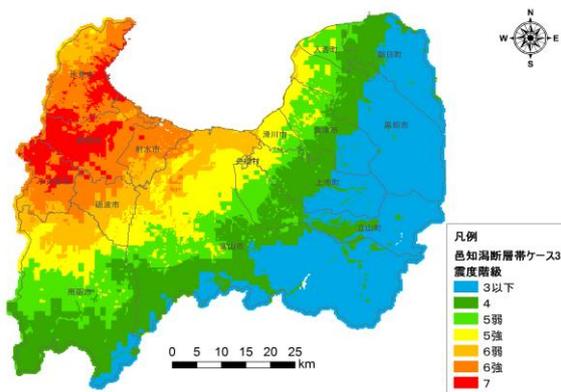
森本・富樫断層帯地震予測震度分布



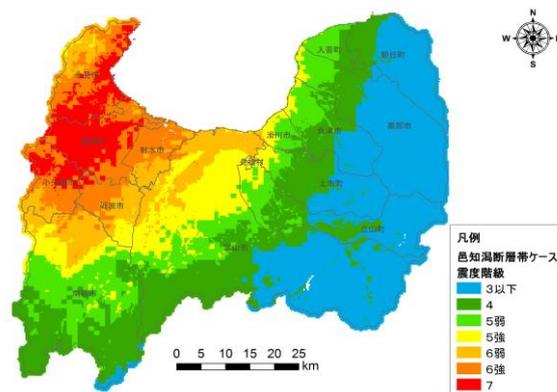
邑知潟断層帯(ケース1)地震予測震度分布



邑知潟断層帯(ケース2)地震予測震度分布



邑知潟断層帯(ケース3)地震予測震度分布



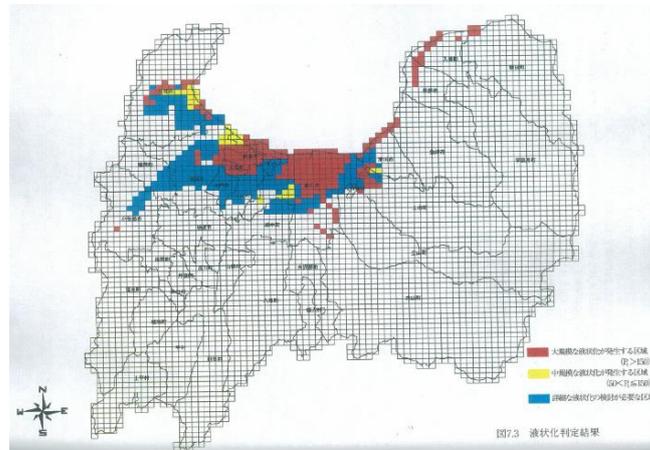
邑知潟断層帯(ケース4)地震予測震度分布

6 液状化の危険性

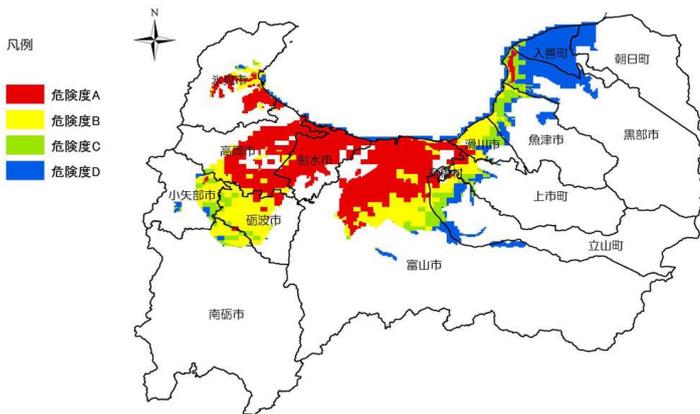
過去の地震により液状化したところの微地形や土質などを調べると、粒度の比較的そろった砂地盤(中～細粒の砂地盤)地域で、しかも、地下水が高い(浅い)地域(地表下1 m以浅)に液状化が起きやすいことがわかっている。

また、低地部の微地形と対応させてみると、一般的に、埋立地・旧河道・三角州(デルタ)地帯・泥質でかつ傾斜のゆるい谷底平野・自然堤防の周縁部などに起きやすい。

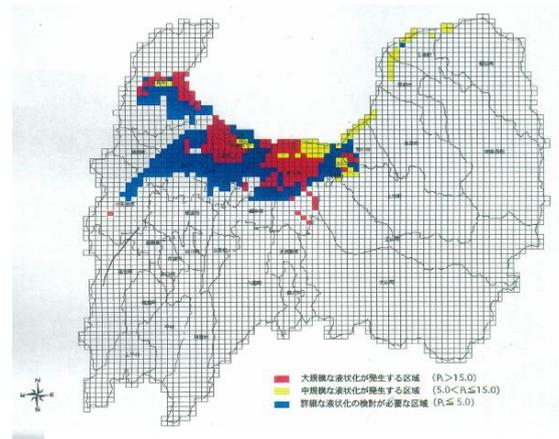
本市域の平野部では、軟弱地盤が厚く堆積しており、いずれの地震時においても噴砂や地盤変位を起こし、構造物、道路、鉄道、地下埋設物等に大きな被害をもたらすおそれがある。



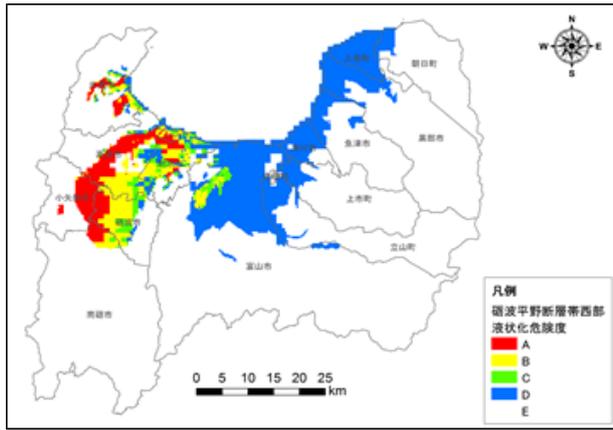
跡津川断層帯による液状化判定結果



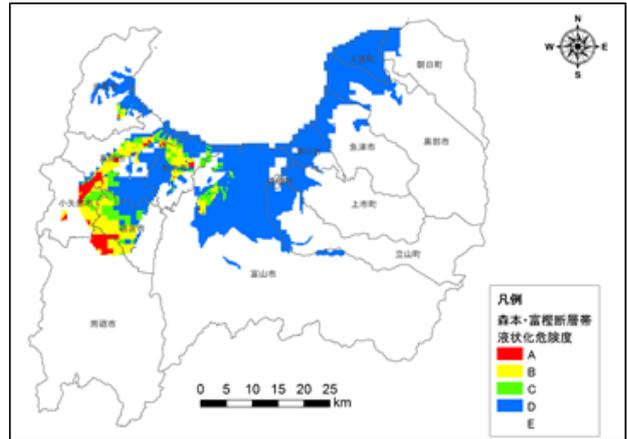
呉羽山断層帯による液状化判定結果



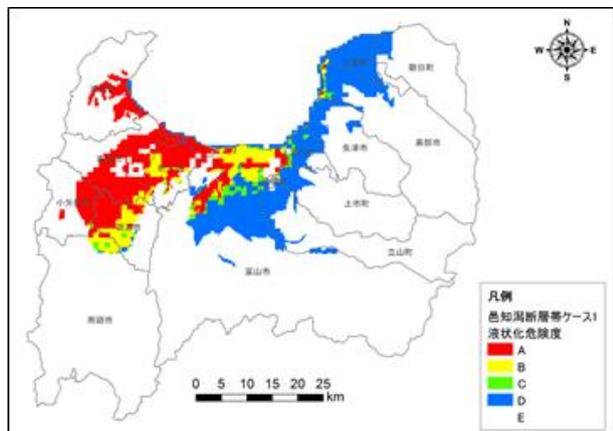
法林寺断層帯による液状化判定結果



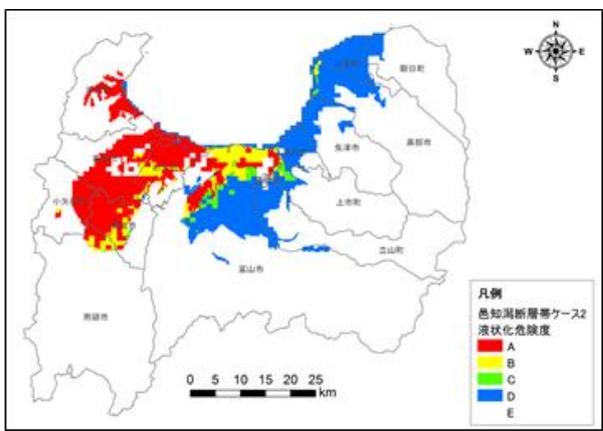
砺波平野断層帯西部地震液状化判定結果図



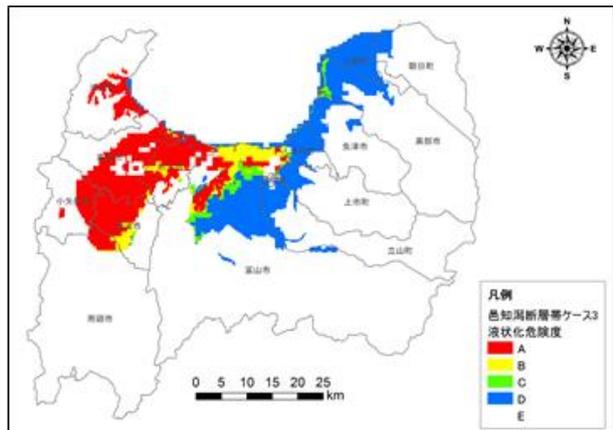
森本・富樫断層帯地震液状化判定結果図



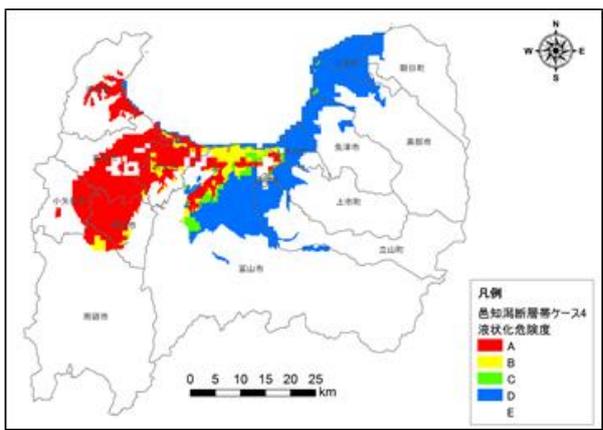
邑知潟断層帯(ケース1)地震液状化判定結果図



邑知潟断層帯(ケース2)地震液状化判定結果図



邑知潟断層帯(ケース3)地震液状化判定結果図



邑知潟断層帯(ケース4)地震液状化判定結果図

7 地震被害の想定

被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするための被害想定は、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討する。また、地域性の考慮、複数の被害シナリオ等に留意する。なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

富山県の推定結果によれば、本市西部に位置する活断層である邑知瀧断層帯で直下型地震が発生した場合には、本市域内のほぼ全域で震度7の揺れが予想されることから、平野部では地盤の液状化、山地部では土砂災害が発生し、大きな被害が発生することが想定される。

《跡津川断層地震、法林寺断層地震の想定被害（富山県全体）》

項		目	現況	跡津川断層地震	法林寺断層地震
物的被害	建物	木造建物	259,350 棟	40,641 棟 (9.57%)	28,554 棟 (7.26%)
			659,535 棟	103,451 棟 (9.58%)	72,706 棟 (7.27%)
		鉄骨造	49,739 棟	3,741 棟 (7.02%)	3,476 棟 (6.64%)
			117,703 棟	8,923 棟 (7.05%)	8,269 棟 (6.66%)
		鉄筋コンクリート造	8,611 棟	402 棟 (4.17%)	339 棟 (3.59%)
			20,492 棟	1,019 棟 (4.37%)	813 棟 (3.58%)
	落下物	138,195 棟	6,977 棟 (5.05%)	7,038 棟 (5.09%)	
		ブロック・石	90,794 件	5,692 件 (6.27%)	9,451 件 (10.41%)
			230,847 件	14,975 件 (6.49%)	24,330 件 (10.54%)
	火災	延焼	259,350 棟	1,491 棟 (0.57%)	2,012 棟 (0.78%)
			659,535 棟	3,794 棟 (0.58%)	5,118 棟 (0.78%)
	ライフライン施設	上下道 (市町村)	7,016 km	3,483 箇所 (0.5 箇所/km)	1,122 箇所 (0.16 箇所/km)
(県)			81 km	2 地点	2 地点
(市町村)			2,790 km	910 箇所 (0.33 箇所/km)	259 箇所 (0.09 箇所/km)
ガス		191 km	0 箇所 (0 箇所/km)	0 箇所 (0 箇所/km)	
電気 (電柱)		147,449 基	1,383 基 (0.94%)	1,225 基 (0.83%)	
輸送		道路	12,175 km	774 箇所 (0.06 箇所/km)	680 箇所 (0.06 箇所/km)
	鉄道	290 km	352 箇所 (1.21 箇所/km)	266 箇所 (0.92 箇所/km)	
	橋梁	168 橋	0 橋	0 橋	
被害的	死者	1,120,161 人	865 人 (0.08%)	1,246 人 (0.11%)	
	負傷者		15,872 人 (1.42%)	19,800 人 (1.77%)	
	罹災者		58,224 人 (5.2%)	61,884 人 (5.52%)	

物的被害の建物、火災の上段は、住宅での被害を示す。

《呉羽山断層帯地震の想定被害（富山県全体）》

項 目		被 害 予 測 数				
物 的 被 害	建 物 被 害	建物分類		住宅	非住宅	合 計
		現 況（棟）		513,139	270,602	783,741
		地盤の 揺れ	全 壊（棟）	65,576	19,816	85,392
			半 壊（棟）	174,045	89,437	263,482
			被害率（%）	29.7	23.8	27.7
		地盤の 液状化	全 壊（棟）	4,795	92	4,887
			半 壊（棟）	9,120	721	9,841
			被害率（%）	1.8	0.17	1.3
		急傾斜地 崩壊	全 壊（棟）	145	0	145
			半 壊（棟）	429	0	429
			被害率（%）	0.07	0.0	0.05
		合 計	全 壊（棟）	70,516	19,908	90,424
			半 壊（棟）	183,594	90,158	273,752
	被害率（%）		31.57	23.97	29.05	
	火災・延焼	出 火（棟）	54	47	101	
		延 焼（棟）	2,729	881	3,610	
		合 計（棟）	2,783	928	3,711	
建物屋外付帯物の落下（棟）		28,285	9,105	37,390		
ブロック塀等倒 壊	現 況（件）	170,020				
	倒 壊（件）	29,726				
自動販売機の転 倒	現 況（件）	82,158				
	転 倒（件）	3,057				
人 的 被 害	死 傷 者	現況人口（人）		1,089,434		
		被害項目		死者数	負傷者数	合 計
		建物の倒壊（人）		4,036	19,956	23,992
		急傾斜地崩壊（人）		8	10	18
		火災・延焼（人）		213	512	725
		各種の塀倒壊（人）		17	424	441
		自動販売機の転倒（人）		0	3	3
		建物屋外付帯物の落下（人）		0	53	53
		合 計（人）		4,274	20,958	25,232
	避 難 者	建物被害による避難者（人）		343,766		
		断水による避難者（人）		発災直後	1日後	4日後
				—	51,719	134,722
		建物・断水被害者合計（人）		343,766	395,485	478,488
避難所避難者数（人）		223,448	257,066	311,018		
疎開者数（人）		120,318	138,419	167,470		

《砺波平野断層帯西部地震の想定被害（富山県全体）》

項 目		被 害 予 測 数				
物的被害	建物被害	建物分類		住宅	非住宅	合計
		現 況（棟）		497,454	301,324	798,778
		地盤の揺れ	全 壊（棟）	8,150	4,584	12,734
			半 壊（棟）	26,232	14,343	40,575
			被害率（%）	6.9%	6.3%	6.7%
		地盤の液状化	全 壊（棟）	1,043	528	1,571
			半 壊（棟）	1,516	736	2,252
			被害率（%）	0.5%	0.4%	0.5%
		急傾斜地崩壊	全 壊（棟）	4	3	7
			半 壊（棟）	8	7	15
			被害率（%）	0.002%	0.003%	0.003%
		合 計	全 壊（棟）	9,197	5,115	14,312
			半 壊（棟）	27,756	15,086	42,842
			被害率（%）	7.4%	6.7%	7.2%
		火災・延焼	焼 失（棟）	57	45	102
	建物屋外付帯物の落下（棟）		1,673	1,294	2,967	
ブロック塀等倒壊	現 況（件）	104,674				
	倒 壊（件）	359				
自動販売機の転倒	現 況（件）	42,610				
	転 倒（件）	0				
人的被害	死傷者	現況人口（人）		1,074,705		
		被害項目		死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊（人）		431	5,794	6,225
		急傾斜地崩壊（人）		0	0	0
		火災・延焼（人）		0	1	1
		各種の塀倒壊（人）		0	0	0
		自動販売機の転倒（人）		0	0	0
		建物屋外付帯物の落下（人）		0	0	0
		合 計（人）		431	5,795	6,226

《森本・富樫断層帯地震の想定被害（富山県全体）》

項 目		被 害 予 測 数				
物的被害	建物被害	建物分類		住宅	非住宅	合計
		現 況（棟）		497,454	301,324	798,778
		地盤の揺れ	全 壊（棟）	1,717	1,461	3,178
			半 壊（棟）	12,153	8,491	20,644
			被害率（%）	2.8%	3.3%	3.0%
		地盤の液状化	全 壊（棟）	214	152	366
			半 壊（棟）	304	205	509
			被害率（%）	0.1%	0.1%	0.1%
		急傾斜地崩壊	全 壊（棟）	0	1	1
			半 壊（棟）	1	2	3
			被害率（%）	0.0002%	0.001%	0.001%
		合 計	全 壊（棟）	1,931	1,614	3,545
			半 壊（棟）	12,458	8,698	21,156
			被害率（%）	2.9%	3.4%	3.1%
		火災・延焼	焼 失（棟）	0	0	0
建物屋外付帯物の落下（棟）		122	142	264		
ブロック塀等倒壊	現 況（件）	104,674				
	倒 壊（件）	0				
自動販売機の転倒	現 況（件）	42,610				
	転 倒（件）	0				
人的被害	死傷者	現況人口（人）		1,074,705		
		被害項目		死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊（人）		65	2,104	2,169
		急傾斜地崩壊（人）		0	0	0
		火災・延焼（人）		0	0	0
		各種の塀倒壊（人）		0	0	0
		自動販売機の転倒（人）		0	0	0
		建物屋外付帯物の落下（人）		0	0	0
		合 計（人）		65	2,104	2,169

《邑知瀉断層帯（ケース1）地震の想定被害（富山県全体）》

項 目		被 害 予 測 数				
物的被害	建物被害	建物分類		住宅	非住宅	合計
		現 況（棟）		497,454	301,324	798,778
		地盤の揺れ	全 壊（棟）	49,244	21,690	70,934
			半 壊（棟）	50,240	22,582	72,822
			被害率（%）	20.0%	14.7%	18.0%
		地盤の液状化	全 壊（棟）	2,042	945	2,987
			半 壊（棟）	4,123	1,670	5,793
			被害率（%）	1.2%	0.9%	1.1%
		急傾斜地崩壊	全 壊（棟）	34	16	50
			半 壊（棟）	77	40	117
			被害率（%）	0.02%	0.02%	0.02%
		合 計	全 壊（棟）	51,320	22,651	73,971
			半 壊（棟）	54,440	24,292	78,732
			被害率（%）	21.3%	15.6%	19.1%
		火災・延焼	焼 失（棟）	501	281	782
	建物屋外付帯物の落下（棟）		23,175	13,706	36,881	
ブロック塀等倒壊	現 況（件）	104,674				
	倒 壊（件）	5,619				
自動販売機の転倒	現 況（件）	42,610				
	転 倒（件）	0				
人的被害	死傷者	現況人口（人）		1,074,705		
		被害項目		死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊（人）		2,993	17,947	20,940
		急傾斜地崩壊（人）		4	5	9
		火災・延焼（人）		19	22	41
		各種の塀倒壊（人）		0	0	0
		自動販売機の転倒（人）		0	0	0
		建物屋外付帯物の落下（人）		0	0	0
		合 計（人）		3,016	17,974	20,990

《邑知潟断層帯（ケース2）地震の想定被害（富山県全体）》

項 目		被 害 予 測 数				
物 的 被 害	建 物 被 害	建物分類		住宅	非住宅	合 計
		現 況（棟）		497,454	301,324	798,778
		地盤の 揺れ	全 壊（棟）	50,559	22,527	73,086
			半 壊（棟）	51,335	23,366	74,701
			被害率（%）	20.5%	15.2%	18.5%
		地盤の 液状化	全 壊（棟）	2,169	1,066	3,235
			半 壊（棟）	4,326	1,828	6,154
			被害率（%）	1.3%	1.0%	1.2%
		急傾斜地 崩壊	全 壊（棟）	36	18	54
			半 壊（棟）	84	43	127
			被害率（%）	0.02%	0.02%	0.02%
		合 計	全 壊（棟）	52,764	23,611	76,375
			半 壊（棟）	55,745	25,237	80,982
			被害率（%）	21.8%	16.2%	19.7%
		火災・延焼	焼 失（棟）	532	302	834
建物屋外付帯物の落下（棟）		23,403	13,960	37,363		
ブロック塀等倒壊	現 況（件）	104,674				
	倒 壊（件）	5,438				
自動販売機の転倒	現 況（件）	42,610				
	転 倒（件）	0				
人 的 被 害	死 傷 者	現況人口（人）		1,074,705		
		被害項目		死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊（人）		3,065	18,389	21,454
		急傾斜地崩壊（人）		4	5	9
		火災・延焼（人）		18	22	40
		各種の塀倒壊（人）		0	0	0
		自動販売機の転倒（人）		0	0	0
		建物屋外付帯物の落下（人）		0	0	0
		合 計（人）		3,087	18,416	21,503

《邑知瀉断層帯（ケース3）地震の想定被害（富山県全体）》

項 目		被 害 予 測 数				
物的被害	建物被害	建物分類		住宅	非住宅	合計
		現 況（棟）		497,454	301,324	798,778
		地盤の揺れ	全 壊（棟）	52,056	23,875	75,931
			半 壊（棟）	51,645	24,032	75,677
			被害率（%）	20.8%	15.9%	19.0%
		地盤の液状化	全 壊（棟）	2,278	1,132	3,410
			半 壊（棟）	4,523	1,932	6,455
			被害率（%）	1.4%	1.0%	1.2%
		急傾斜地崩壊	全 壊（棟）	32	16	48
			半 壊（棟）	74	38	112
			被害率（%）	0.02%	0.02%	0.02%
		合 計	全 壊（棟）	54,366	25,023	79,389
			半 壊（棟）	56,242	26,002	82,244
			被害率（%）	22.2%	16.9%	20.2%
		火災・延焼	焼 失（棟）	536	310	846
	建物屋外付帯物の落下（棟）		23,501	14,477	37,978	
ブロック塀等倒壊	現 況（件）	104,674				
	倒 壊（件）	5,712				
自動販売機の転倒	現 況（件）	42,610				
	転 倒（件）	0				
人的被害	死傷者	現況人口（人）		1,074,705		
		被害項目		死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊（人）		3,156	18,640	21,796
		急傾斜地崩壊（人）		4	5	9
		火災・延焼（人）		18	23	41
		各種の塀倒壊（人）		0	0	0
		自動販売機の転倒（人）		0	0	0
		建物屋外付帯物の落下（人）		0	0	0
		合 計（人）		3,178	18,668	21,846

《邑知潟断層帯地震（ケース4）の想定被害（富山県全体）》

項 目		被 害 予 測 数				
物的被害	建物被害	建物分類		住宅	非住宅	合計
		現 況（棟）		497,454	301,324	798,778
		地盤の揺れ	全 壊（棟）	58,359	27,164	85,523
			半 壊（棟）	49,917	24,198	74,115
			被害率（%）	21.8%	17.0%	20.0%
		地盤の液状化	全 壊（棟）	2,323	1,167	3,490
			半 壊（棟）	4,429	1,922	6,351
			被害率（%）	1.4%	1.0%	1.2%
		急傾斜地崩壊	全 壊（棟）	35	18	53
			半 壊（棟）	80	44	124
			被害率（%）	0.02%	0.02%	0.02%
		合 計	全 壊（棟）	60,717	28,349	89,066
			半 壊（棟）	54,426	26,164	80,590
			被害率（%）	23.1%	18.1%	21.2%
		火災・延焼	焼 失（棟）	633	375	1,008
建物屋外付帯物の落下（棟）		28,675	17,612	46,287		
ブロック塀等倒壊	現 況（件）	104,674				
	倒 壊（件）	6,534				
自動販売機の転倒	現 況（件）	42,610				
	転 倒（件）	0				
人的被害	死傷者	現況人口（人）		1,074,705		
		被害項目		死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊（人）		3,531	19,559	23,090
		急傾斜地崩壊（人）		4	5	9
		火災・延焼（人）		22	26	48
		各種の塀倒壊（人）		0	0	0
		自動販売機の転倒（人）		0	0	0
		建物屋外付帯物の落下（人）		0	0	0
		合 計（人）		3,557	19,590	23,147

《邑知瀉断層帯地震（ケース4）の想定被害（高岡市）》

項 目		被 害 予 測 数				
物的被害	建物被害	建物分類		住宅	非住宅	合計
		現 況（棟）		84,712	46,816	131,528
		地盤の揺れ	全 壊（棟）	32,091	12,709	44,800
			半 壊（棟）	17,257	7,617	24,874
			被害率（%）	58.3%	43.4%	53.0%
		地盤の液状化	全 壊（棟）	1,295	469	1,764
			半 壊（棟）	1,747	633	2,380
			被害率（%）	3.6%	2.4%	3.2%
		急傾斜地崩壊	全 壊（棟）	7	3	10
			半 壊（棟）	16	8	24
			被害率（%）	0.03%	0.02%	0.03%
		合 計	全 壊（棟）	33,393	13,181	46,574
			半 壊（棟）	19,020	8,258	27,278
			被害率（%）	61.9%	45.8%	56.1%
		火災・延焼	焼 失（棟）	383	203	586
	建物屋外付帯物の落下（棟）		17,364	9,596	26,960	
ブロック塀等倒壊	現 況（件）	18,080				
	倒 壊（件）	4,138				
自動販売機の転倒	現 況（件）	6,918				
	転 倒（件）	0				
人的被害	死傷者	現況人口（人）		174,275		
		被害項目		死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊（人）		1,981	9,295	11,276
		急傾斜地崩壊（人）		1	1	2
		火災・延焼（人）		14	15	29
		各種の塀倒壊（人）		0	0	0
		自動販売機の転倒（人）		0	0	0
		建物屋外付帯物の落下（人）		0	0	0
		合 計（人）		1,996	9,311	11,307

第2 津波災害の危険性

1 過去に発生した津波

津波被害に関しては、近年の記録が無いため、被害の実態はつかめないが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見されるなど、有史以来、全くなかったという確証はない。

発生年月日	地震の名称	地震規模	富山県での記録
1833年12月7日	山形県沖地震	M7.8	氷見 1~2m
1964年6月16日	新潟地震	M7.5	魚津 38cm、富山 48cm、伏木 61cm
1983年5月26日	日本海中部地震	M7.7	滑川市 43cm、新湊市 34cm、高岡市 65cm、氷見市 72cm、氷見市中安 15cm
1993年7月12日	北海道南西沖地震	M7.8	富山 17cm、萩浦橋（富山）13cm、富山新港 22cm、伏木港 17cm

※いずれの津波も、被害報告はなし。

2 津波の適切な設定

国の防災基本計画においては、津波の被害想定の設定に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定（主に太平洋側の海溝型地震を想定）することを基本としている。

- ①発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ②最大クラスの津波に比べ発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

富山県では、海溝型地震ではなく、活断層地震による津波が想定されており、上記①については、文献調査において、600~1,000年に一度と推定される東日本大震災のような海溝型の甚大な被害をもたらす津波は確認されていない。

また、上記②の「比較的発生頻度の高い津波」についても、文献調査において被害をもたらすような津波は確認されていない。

しかしながら、富山県では、県民の安全・安心の確保のため、想定外ということがないようあらゆる可能性を考慮して、念のため、平成23年度に富山県に影響を及ぼす恐れのある津波についてシミュレーション調査を実施した。

その後、津波防災地域づくりに関する法律等に基づき平成26年8月に国土交通省等の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」から、また、平成27年10月には東京大学地震研究所の「日本海地震・津波調査プロジェクト」から、日本海域における新たな断層モデル等が公表された。

富山県では、新たな科学的知見の公表を受け、県防災会議地震対策部会で津波シミュレーション調査について審議され、その結果、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定に必要な調査の対象とする断層は、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した糸魚川沖（F41）及び富山湾西側（F45）の断層並びに平成24年3月に富山県が公表した「富山県津波シミュレーション調査」の対象断層のうち、呉羽山断層帯としている。

対象断層の位置

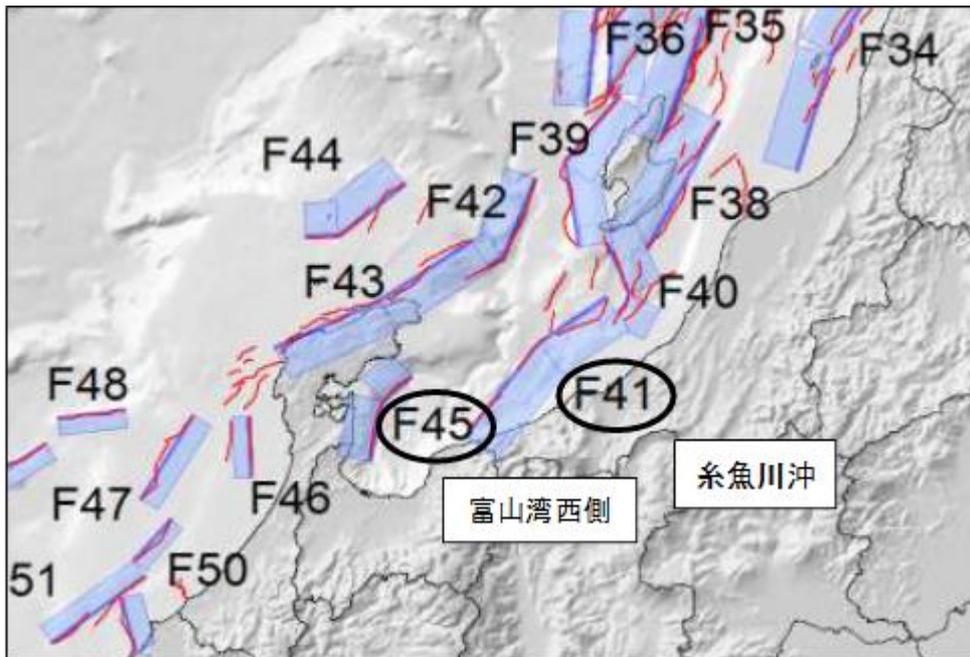


図1：日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書（平成26年8月公表）断層位置図（抜粋）



図2：富山県津波シミュレーション調査（平成24年3月公表）対象断層位置図

また、東京大学地震研究所が公表した、「日本海地震・津波調査プロジェクト」の研究成果については、今後、さらに国の地震調査研究推進本部において、地震の規模や発生確率等の長期評価が検討されるが、防災上の観点から、長期評価の公表を待つことなく、参考として、①富山湾西側の断層（TB1、TB2の連動）②能登半島南東沖の断層（TB3）③魚津沖の断層（TB4）④糸魚川沖の断層（TB5）⑤糸魚川沖の断層（TB6）⑥糸魚川沖の断層（JO1、JO2の連動）について、調査を行う。

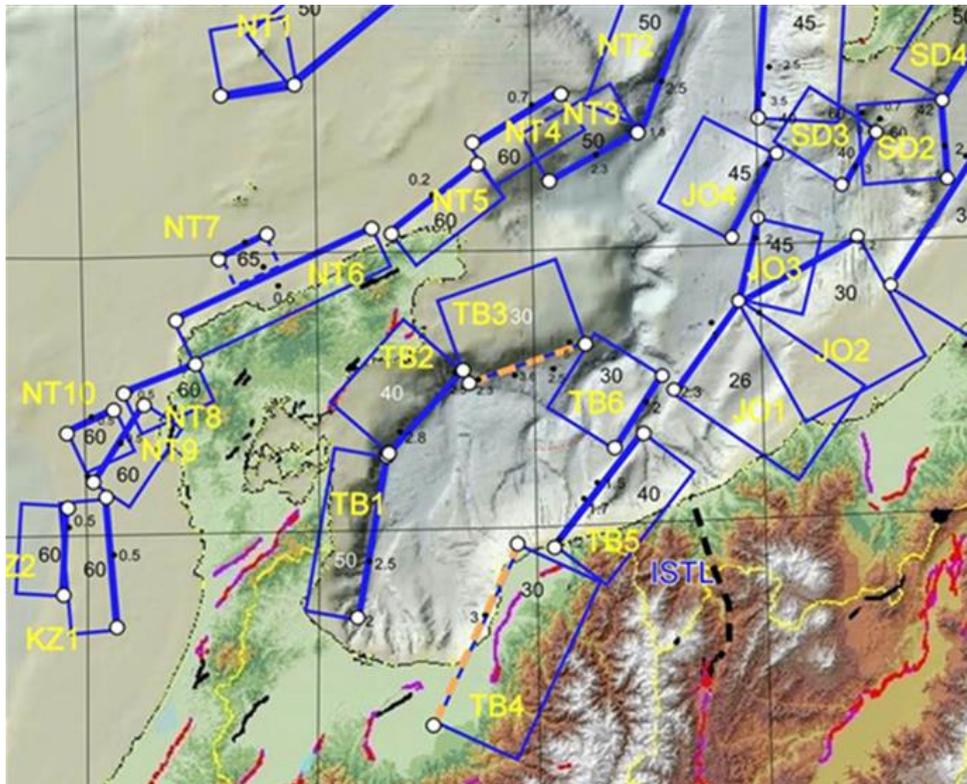


図3：日本海地震・津波調査プロジェクト成果報告書（平成27年10月公表）断層位置図（抜粋）

3 調査内容

- (1) 富山県沿岸域で想定される最大クラスの津波による浸水想定面積、市町ごとの最高津波水位、最高津波到達時間、海面変動影響開始時間の予測
- (2) 津波による人的被害、建物被害の予測

4 対象断層

対象断層	想定地震規模	地震により隆起する地盤	
		想定平均すべり量	想定長さ、幅
糸魚川沖（F41） ※3つの断層の連動を想定	M7.6	4.66m (最大クラス推定式)	長さ 86km 幅 23km
富山湾西側（F45） ※2つの断層の連動を想定	M7.2	2.77m (最大クラス推定式)	長さ 43km 幅 18km
呉羽山断層帯	M7.4	2.90m (実測値)	長さ 35km 幅 22km

(参考として調査した「日本海地震・津波調査プロジェクト」の断層)

TB1、2の連動 ※TB1&2(連動)	M7.3	3.03m (最大クラス推定式)	長さ 54 km 幅 17 km
TB3	M7.0	2.40m (最大クラス推定式)	長さ 24 km 幅 23 km
TB4	M7.3	3.05m (最大クラス推定式)	長さ 40 km 幅 24 km
TB5	M7.1	2.47m (最大クラス推定式)	長さ 29 km 幅 21 km
TB6	M6.8	1.98m (最大クラス推定式)	長さ 17 km 幅 18 km
J01、2の連動 ※J01&2(連動)	M7.5	4.16m (最大クラス推定式)	長さ 48 km 幅 34 km

5 調査結果の概要 (浸水想定)

富山県沿岸域で想定される最大クラスの津波について、シミュレーション調査を行った結果、富山県における津波の主な特徴は、次のとおりである。

ア 浸水深5mを超える区域は、沿岸から概ね10m以内で、沿岸のごく一部の地域に限られる。

※「3m以上5m未満」→沿岸から概ね20m以内(一部の地域で最大200m)

「1m以上3m未満」→沿岸から概ね200~300m以内(一部の地域で最大400m)

イ 最高水位は第1波又は第2波で、その後、急激に減衰する(継続時間が短い)。

ウ 海面が変動を開始する時間が全般的に早い。また、最高津波の到達時間が早い地域もある。

(1) 浸水域面積

ア 法律に基づく津波浸水想定の対象断層による津波 (単位:km²)

	糸魚川沖 (F41)	富山湾西側 (F45)	呉羽山断層 帯	最大浸水面積 (重ね合せ)
断層別浸水面積	0.7	0.3	0.3	0.7

イ 参考として調査した断層(日本海地震・津波調査プロジェクト)による津波 (単位:km²)

	TB1&2 (連動)	T B 3	T B 4	T B 5	T B 6	J01&2 (連動)	最大浸水面積 (全断層重ね合せ)
断層別 浸水面積	0.6	0.1	0.4	0.2	0.1	0.4	0.8

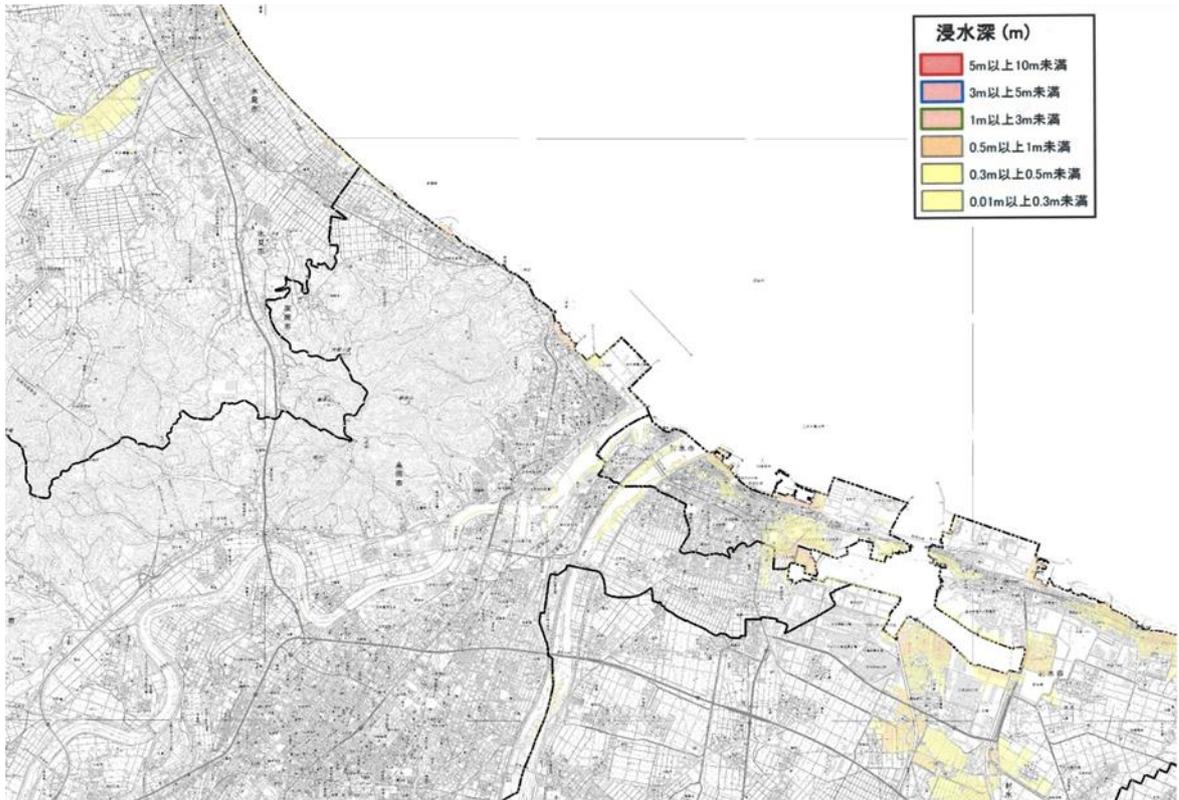
※浸水面積は、河川等部分を含めた陸域部の浸水深1cm以上の浸水範囲の合計値。

※最大浸水域は、全ての断層を重ね合わせた最大の浸水範囲の面積。

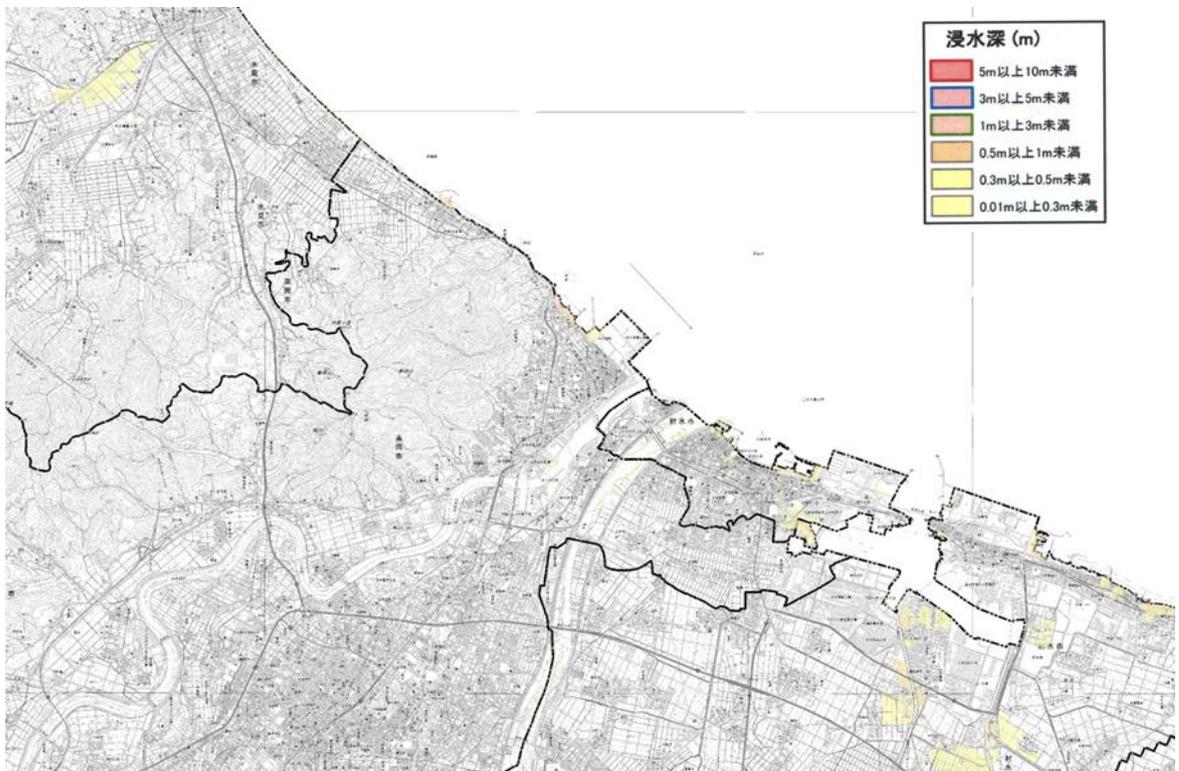
※数値は四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(2) 浸水想定図

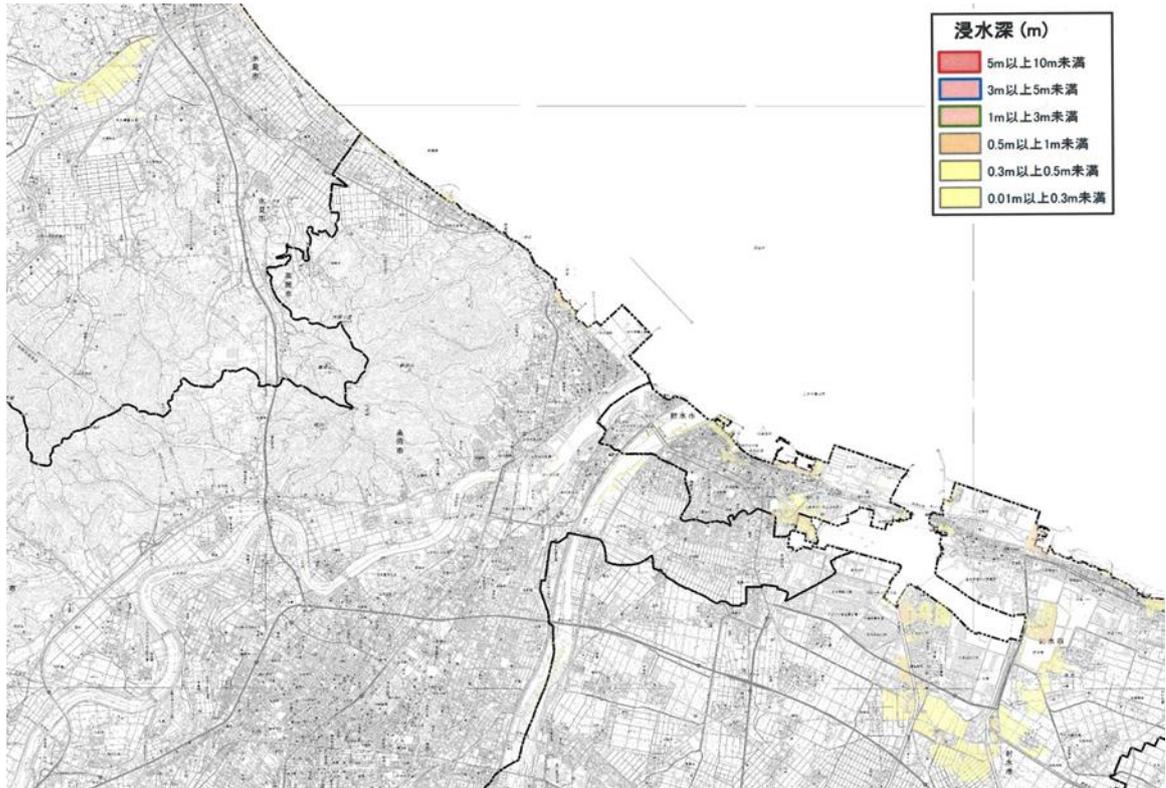
①糸魚川沖 (F 41)



②富山湾西側 (F 45)



③ 呉羽山断層帯地震



(3) 最高津波水位及び最高津波の到達時間、海面変動影響開始時間の予測

ア 法律に基づく津波浸水想定の対象断層による津波

		糸魚川沖 (F41)	富山湾西側 (F45)	呉羽山断層帯
最高 津波	水位(T.P. m)	3.3	3.2	2.4
	到達時間(分)	16	18	28
海面変動影響開始時間(分)		12	3	2

イ 参考として調査した断層（日本海地震・津波調査プロジェクト）による津波

		TB1&2 (連動)	TB3	TB4	TB5	TB6	J01&2 (連動)
最高 津波	水位(T.P. m)	4.1	1.6	3.3	2.3	1.4	2.5
	到達時間(分)	17	15	10	15	16	19
海面変動影響開始時間(分)		1	12	4	12	1分未満	16

※「津波水位」は、海岸線から沖合約30m地点における津波の水位を標高で表示
 ※最大津波水位の地点、海面変動影響開始時間が最も早くなる地点は別々に集計しており、2つの地点は異なる場合がある。

※気象庁が発表する「津波の高さ」は平常潮位（津波がなかった場合の同じ時間の潮位）からの高さなので、津波水位、津波高とは異なる。

※標高は東京湾平均海面からの高さ（単位:T.P+m）として表示。

※時間については分単位で、分未満は切り捨て（例：5.5分 → 5分）

※地形や構造物等の影響により、沿岸域の「浸水深」は上記の「最高津波水位」よりも小さくなっている。

(4) 被害想定 の 予測

被害想定 の 予測

		糸魚川沖 (F41) 〔想定地震規模 M7.6〕 〔想定長さ 86 km〕 〔想定平均すべり量 4.66m〕	富山湾西側 (F41) 〔想定地震規模 M7.2〕 〔想定長さ 43 km〕 〔想定平均すべり量 2.77m〕	呉羽山断層帯 〔想定地震規模 M7.4〕 〔想定長さ 35 km〕 〔想定平均すべり量 2.90m〕
木造 建物	全壊	1 棟	3 棟	0 棟
	半壊	53 棟	16 棟	3 棟
死者		1 人	2 人	0 人

※死者数は、深夜人口をもとに、「早朝避難 70%、用事後避難 30%」の場合の数値

(参考として調査した「日本海地震・津波プロジェクト」の断層)

		TB1&2 (連動) 〔想定地震規模 M7.3〕 〔想定長さ 54 km〕 〔想定平均すべり量 3.03m〕	TB3 〔想定地震規模 M7.0〕 〔想定長さ 24 km〕 〔想定平均すべり量 2.40m〕	TB4 〔想定地震規模 M7.3〕 〔想定長さ 40 km〕 〔想定平均すべり量 3.05m〕
木造 建物	全壊	20 棟	0 棟	3 棟
	半壊	25 棟	0 棟	23 棟
死者		6 人	0 人	2 人

		TB5 〔想定地震規模 M7.1〕 〔想定長さ 29 km〕 〔想定平均すべり量 2.47m〕	TB6 〔想定地震規模 M6.8〕 〔想定長さ 17 km〕 〔想定平均すべり量 1.98m〕	J01&2 (連動) 〔想定地震規模 M7.5〕 〔想定長さ 48 km〕 〔想定平均すべり量 4.16m〕
木造 建物	全壊	0 棟	0 棟	0 棟
	半壊	2 棟	0 棟	6 棟
死者		0 人	0 人	0 人

第3 水害・土砂災害・火災の危険性

1 水害の危険性

本市において、歴史時代より最も被害を及ぼしてきた災害は、豪雨時の庄川・小矢部川水系の氾濫である。庄川は全国でも有数の急流河川であるため、洪水流のエネルギーが大きく、洪水時には大量の土砂が移動する。また、河川内に偏流が生じ、洪水の量がそれほど多くなくても堤防の侵食や洗掘により破堤被害を及ぼす恐れがある。小矢部川は庄川扇状地の扇端部を流れるという地形上の特性から幾重にも蛇行しており、ひとたび洪水が発生すれば、破堤被害を引き起こす可能性がある。

また、現在では、これら堤防の決壊や越流によって洪水流が氾濫することによって起こる外水災害だけでなく、市街地の都市化による内水災害や沿岸部の河口付近では高潮災害が発生する可能性がある。

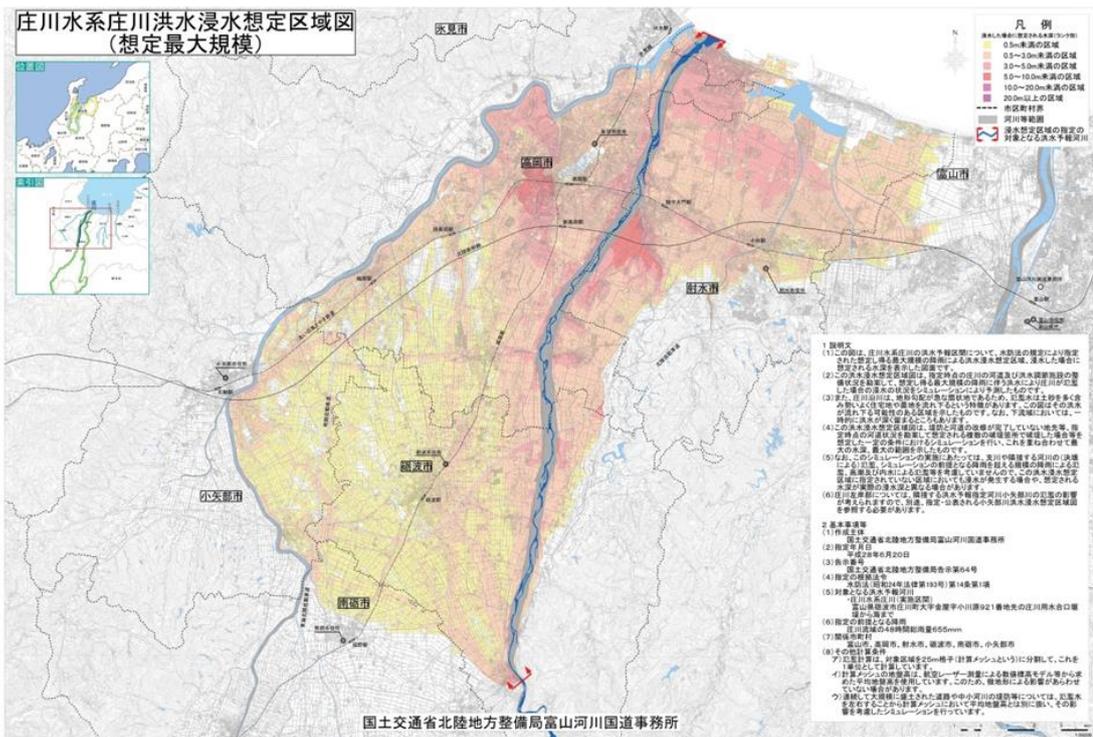
以下に庄川と小矢部川の洪水・氾濫特性を記す。

(1) 庄川の洪水・氾濫特性

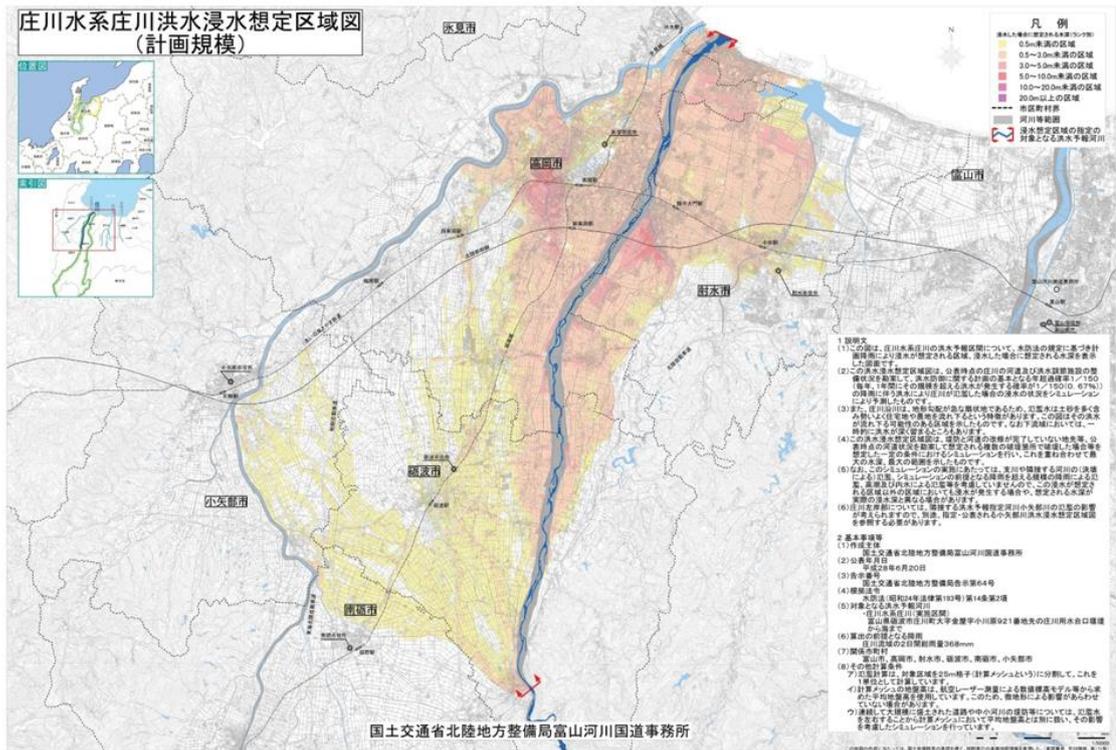
庄川の洪水は、その波形がシャープで洪水到達時間が短く、避難体制を確保するための時間確保が難しい。また、破堤の危険性の高い箇所を予測することが困難であり、どこでも被害が生じる可能性がある。そのため仮に破堤した場合、避難する時間的な猶予がなく、人的被害も含めた甚大な被害をもたらす恐れがある。

扇状地河川においては、氾濫流は等高線と直角の方向に直線的に拡散して流下する傾向にある。現在の小矢部川支川の祖父川や岸渡川は、かつての庄川氾濫流の名残である。仮に庄川が破堤した場合、破堤箇所から扇状地をこれら支川に沿って流下し、中心市街地や小矢部川にまで流れることとなる。

①庄川水系庄川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



② 庄川水系庄川洪水浸水想定区域図（計画規模）



(2) 小矢部川の洪水・氾濫特性

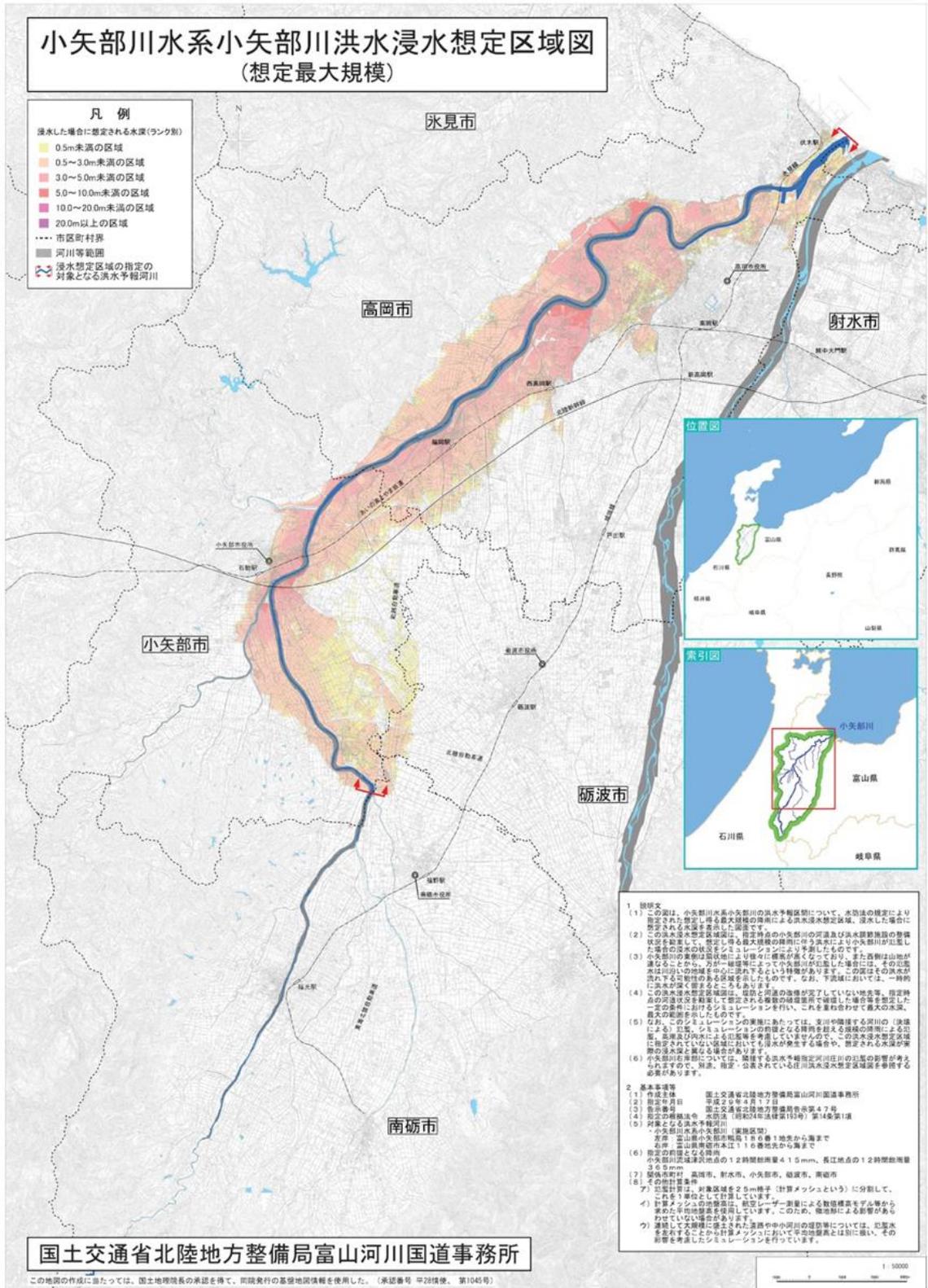
小矢部川は、庄川扇状地を流れる多くの支川の受け入れ河川の役割を担っている。仮に庄川もしくは小矢部川が破堤した場合、破堤箇所から扇状地の地形に沿って流下し、小矢部川沿いの市街地が長時間に渡って冠水することとなる。

小矢部川は、庄川に比べ河床の勾配が緩く、屈曲部が多い。また、市内を流れる準用河川との合流部も多く、樋門・樋管の箇所も多い。

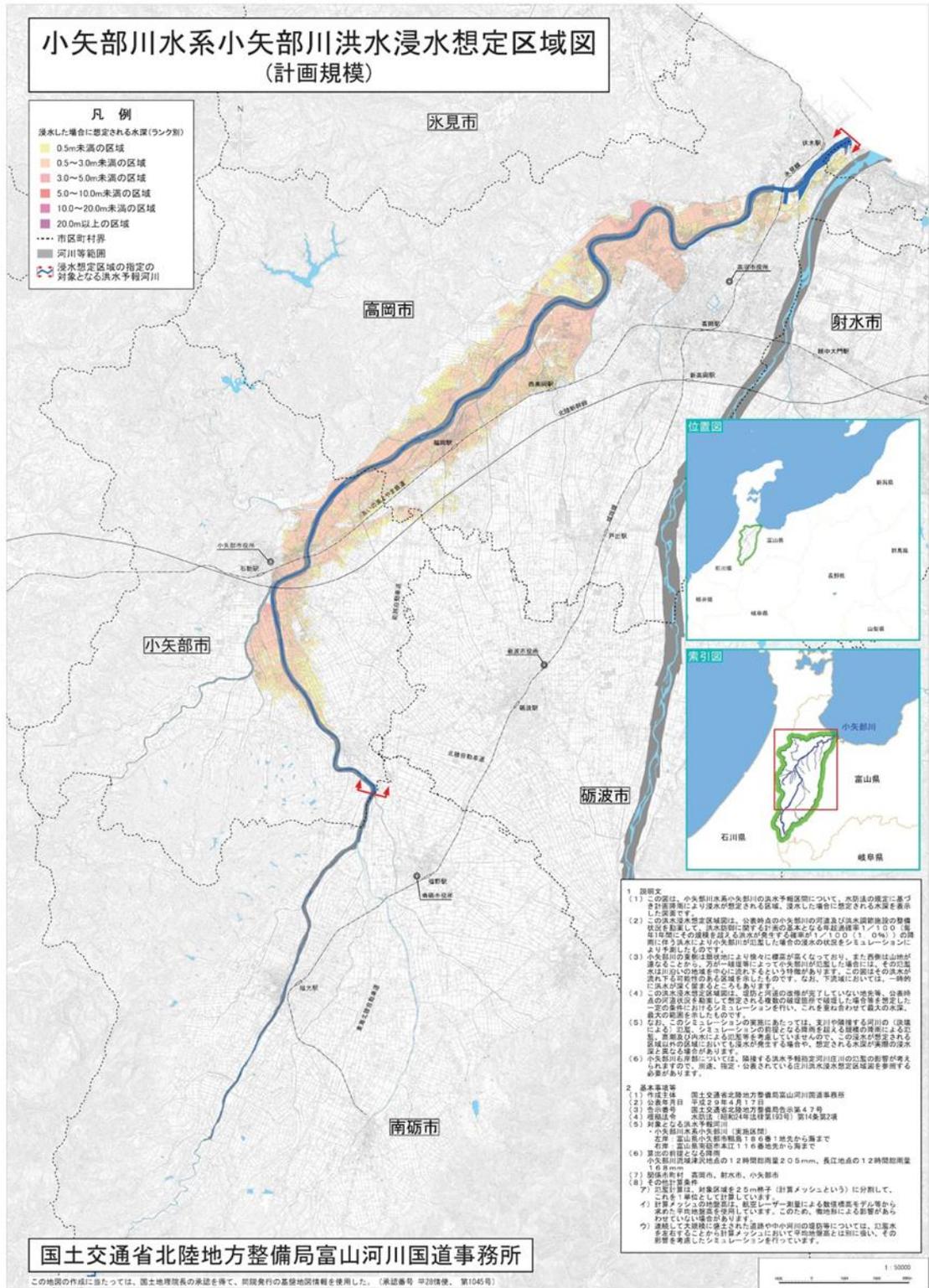
中心市街地などの住宅密集地は、庄川、小矢部川の浸水想定区域に含まれており、また、多くの行政機関、あいの風とやま鉄道線、国道8号などの重要な公共施設や、富山県西部の社会経済を担う商業施設があり、これらの多くは庄川、小矢部川の双方に隣接している。

もし、庄川、小矢部川が破堤した場合、氾濫流は極めて短時間で市街地に達し、長期間にわたり甚大な被害をもたらすため、富山県全体の社会経済に大きな影響を及ぼす。

①小矢部川水系小矢部川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



②小矢部川水系小矢部川洪水洪水浸水想定区域図（計画規模）



(3) 地形的な素因による水害の危険性

浸食凹地、海岸平野、旧河道、後背湿地、谷底平野、扇状地及び扇状地上の浅い谷等の地形は降雨時に集水域となりやすく、水害の危険性が高い。

また、河川の氾濫が発生しやすい場所は、次のような区域である。

- ・ 河道の屈曲部
- ・ 本支川の合流点付近
- ・ 河道幅の急減部(狭さく部)
- ・ 河道勾配の急減部
- ・ 天井川となる地点やその下流部
- ・ 河床低下の著しい箇所
- ・ 地盤沈下域、軟弱地盤域
- ・ 堤防を貫く樋門・樋管の設置場所
- ・ 旧河川の締め切り箇所
- ・ 堤防に接して池がある箇所
- ・ 橋梁・堰など河道を横断する工作物の付近

2 土砂災害の危険性

高岡市内には、土砂災害の危険性があると位置づけされている箇所として、急傾斜地危険箇所が 159 箇所、地すべり危険箇所が 23 箇所(国土交通省・林野庁所管計)、土石流危険渓流が 151 箇所、また、崩壊土砂流出や山腹崩壊の危険地区は全体で 122 地区にのぼる。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく警戒区域の指定状況は、335 箇所となっている。

本市の北西部に位置する宝達丘陵・二上山丘陵には、土砂災害の危険性がある箇所が分布している。その多くは、伏木地区、古府地区、太田地区、二上・守山地区、石堤地区、国吉地区、舞谷地区、馬場地区、向田地区で低地に接した斜面で多く見られる。

土砂災害の危険箇所において、伏木地区と古府地区の段丘上は、住宅地等が広く開発されている所に急傾斜地危険箇所が多く分布している。

また、二上・守山地区、国吉地区、舞谷地区には、急傾斜地危険箇所の他に土石流危険渓流の分布が著しい。

これらの地区では、台風や集中豪雨などの時に、特に注意が必要である。

3 火災の危険性

中心市街地を形成する地区には、延焼の阻止素因である自然的土地利用や公園・緑地等の分布状況が少なく、都市基盤施設等のエネルギー供給源となる危険物施設の集積が高い。また、木造建築物の集積・密集度も高く、火災の出火・延焼の要因となるほか、地震が発生した場合には、建物の老朽化の度合いが災害素因の 1 つとなり、被害の程度が大きく異なってくる。旧市街地には、昭和 24 年以前に築造された木造建築物が多く、延焼・倒壊の危険性を内在している。

また、歴史時代から昭和前半頃まで 4~5 月及び 9 月前後に火災が発生することが圧倒的に多かった。春先のフェーン現象による強風・気温上昇と、秋季の強い季節風が吹く時期には特に注意が必要である。

① 木造建築物及び非木造建築物の棟数

木造建築物		非木造建築物	
市全域	うち市街化区域	市全域	うち市街化区域
80,127 棟	47,964 棟	23,445 棟	11,473 棟

② 老朽化した木造建築物の棟数

昭和 24 年までに築造された 木造建築物		昭和 25 年～55 年までに築造された 木造建築物	
市全域	うち旧市街地	市全域	うち旧市街地
12,396 棟	5,100 棟	40,849 棟	12,160 棟

③ 旧市街地における木造建築物の面積 (m²)

博労	平米	川原	定塚	西条	成美	伏木
306,270.43	200,143.42	174,775.65	337,480.47	308,434.88	381,125.49	570,410.47

(平成 18 年 4 月 1 日現在 高岡市固定資産税台帳より)

第 4 雪害の危険性

地域社会における雪害は、建物等の破損による機能低下の場合や、都市基盤施設の機能が障害を受けて、交通・情報伝達等の機能が阻害される場合等があり、降雪時、積雪時、融雪時に雪によってもたらされる被害は様々である。

雪害の危険性がある箇所は、土砂災害の危険性のある箇所と同様、市の北西部に位置する宝達丘陵・二上丘陵に分布している。

危険箇所の分布も伏木地区、古府地区、二上・守山地区、国吉地区、舞谷地区、向田地区、西明寺地区、五位地区で低地と接した斜面に多く分布している。

伏木地区並びに古府地区においては、急傾斜地と同様、雪崩危険箇所が市街地を形成している所に分布している。

これらの地区は、降雪、積雪並びに融雪時には注意が必要である。

なお、市域の雪崩危険箇所では次のような現象が起きる危険性がある。

1 表層雪崩

すべり面が積雪内部にあり、気温が低く、降雪が続く時期、1、2月頃の厳寒期に多く発生する。大規模なものは巨大な雪煙を伴い、山麓から数 km に達することがあり、大災害を引き起こす。特に、次のような徴候があった時は、厳重な注意が必要である。

ア 気温が低く、積雪深が大きく降雪の多いとき

イ すでにある積雪上に短時間で多量の降雪があった場合

(特に 1m 程度以上の積雪がある時に 30cm 程度以上の降雪があった時など)

ウ 0℃以下の気温が続き、吹雪や強風が伴う場合

エ 雪庇(せっぴ)や吹溜りが斜面に出来ているとき

オ 35度～45度の急斜面で、積雪面から顔を出すような樹木が少ない場所

2 全層雪崩

すべり面が地表面にあり、春先の融雪期など気温が上昇した時に多く発生し、斜面上の固くて重たい雪が流れるようにすべり落ちるものである。特に、次のような徴候があった時は、嚴重な注意が必要である。

- ア 春先や降雨後、フェーン現象などにより気温が上昇したとき
- イ 斜面に雪しわ、ひび、こぶが出来て、徐々に大きくなる場合(特に危険)
- ウ 斜面の勾配が35度～45度で樹木が無く、地肌が露出している場合

第5 原子力災害の危険性

1 原子炉施設等で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。更に、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

2 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

(1) 外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

(2) 内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

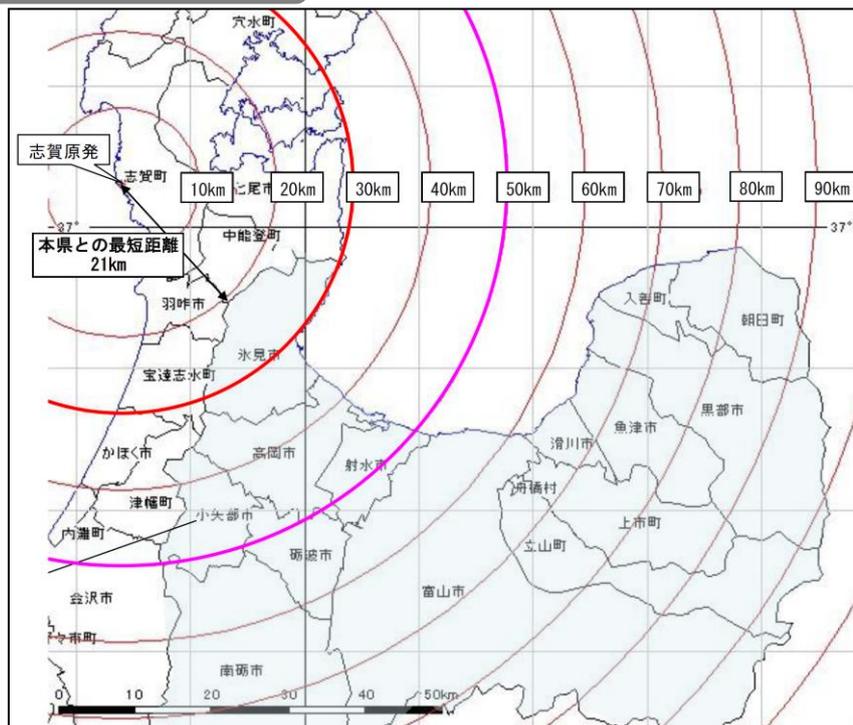
3 対象となる原子力事業所

本県と隣接する石川県には、下記の原子力事業所が所在し、2基の原子炉が設置されている。

原子力災害対策編における原子力災害対策は、下表の2基の原子炉を対象とする。

事業者名	北陸電力株式会社(以下「北陸電力」という。)	
発電所名	志賀原子力発電所	
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住1	
号機	1号機	2号機
電気出力	54万kW	135万8千kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉(BWR)	改良型沸騰水型軽水炉(ABWR)
熱出力	159万3千kW	392万6千kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン	低濃縮二酸化ウラン
装荷量	約64トン	約150トン
運転開始	平成5年7月30日	平成18年3月15日

志賀原子力発電所周辺図



4 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域

(1) 原子力災害対策指針において示される原子力災害対策重点区域

原子力災害対策重点区域については、原子力災害対策指針によれば、以下のように示されている。

「原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示、緊急用移動手段の確保等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。

ア 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

原子力災害対策指針によれば、「PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EALに於いて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。なお、この目安については、地方公共団体の行政区画、地形条件、気象条件、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。」とされている。

イ 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

原子力災害対策指針によれば、「UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。なお、この目安については、行政区画、地形条件、気象条件、主として参照すべき事故の規模を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。」とされている。

(2) 本市における原子力防災対策を重点的に充実すべき区域

原子力災害対策指針を踏まえ、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）は、発電所から概ね半径30kmの圏内とされており、この対象区域には、高岡市は含まれない。

5 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

(1) 緊急事態の段階

緊急事態においては、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要であることから、国の原子力災害対策指針を踏まえ、緊急事態への対応の状況を、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分し、各段階の対応について検討しておくこととする。

ア 準備段階

北陸電力、国、県、氷見市等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、訓練等で検証・評価し、改善する。

イ 初期対応段階

情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う。

ウ 中期対応段階

放射性物質又は放射線の影響を適切に管理することが求められ、環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。

エ 復旧段階

その段階への移行期に策定した被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。

(2) 緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方

緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、国際原子力機関（International Atomic Energy Agency。以下「IAEA」という。）等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階において、発電所の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築する。

ア 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）

(ア) 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、以下のとおり、発電所の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国、地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする必要がある。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、原子力災害対策指針においてとりまとめられている。また、同指針において全面緊急事態に至った場合の対応の流れも資料 6-2のとおり示されている。ただし、これらの事態は、ここに示されている順序のとおり発生するものではなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るま

での時間的間隔がない場合等があり得ることを想定する。

志賀原子力発電所において、緊急事態が発生した場合の対応は、概ね次のとおりである。

(資料 6-2 原子力災害対策指針における緊急事態区分と主要な防護措置)

(資料 6-3 全面緊急事態に至った場合の対応の流れ)

a 警戒事態

警戒事態はその時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施するモニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（注）の避難など時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、北陸電力は、警戒事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国に通報しなければならない。国は、北陸電力の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、発電所の立地県である石川県等の地方公共団体及び公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、石川県、志賀町等は発電所の近傍のPAZ内において、実施により比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者

施設敷地緊急事態要避難者は次に掲げるものをいう。

- 要配慮者（災対法第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。）のうち避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの
- 要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの
 - (ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの
 - (イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの

b 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態は、発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、北陸電力は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状態について直ちに国、県、立地県である石川県、氷見市等に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、石川県、氷見市等の地方公共団体及び公衆に対する情報提供を行わなければならない。国、県、石川県、氷見市等は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、立地県である石川県が中心となって、主にPAZ内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要援護者を対象とした避難を実施しなければならない。

c 全面緊急事態

全面緊急事態は、発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、北陸電力は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国、県、立地県である石川県、氷見市等に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、石川県、氷見市等の地方公共団体及び公衆に対する情報提供を行わなければならない。国、石川県等は、PAZ内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。

(資料 6-4 原子力事業者、地方公共団体、国が採ることを想定される措置等)

(資料 6-5 防護措置実施のフローの例)

(3) 具体的な基準

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、発電所における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の発電所の状態等で評価する緊急時活動レベル(EAL)を設定する。

各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示す下表のEALの枠組み等に基づき原子力事業者が行う。

(資料 6-2 原子力災害対策指針における緊急事態区分と主要な防護措置)

6 運用上の介入レベル(OIL)

(1) 基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には施設の状態に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県、立地県である石川県、氷見市等は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、原子力災害対策指針においてとりまとめられている。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。

これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。

さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放

放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

(資料 6-4 原子力事業者、地方公共団体、国が採ることを想定される措置等)

(2) 具体的な基準と防護措置の内容

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で表される運用上の介入レベル (Operational Intervention Level。以下「O I L」という。) を設定する。防護措置を実施する国、県、立地県である石川県、氷見市等においては、緊急時モニタリングの結果をO I Lの値に照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく。

原子力規制委員会が、各種防護措置に対応するO I Lの初期設定値として設定した値は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の際に実施された防護措置の状況や教訓を踏まえて、実効的な防護措置を実施する判断基準として適当か否かなどという観点から当面運用できるものとして設定されたものである。

本来、I A E Aでは、まず緊急時に住民等を最適に防護するための基準 (包括的判断基準) を定め、そこからO I Lを導出することとしている。このため、国においても、原子力規制委員会が、今後、I A E AからO I Lの導出に係る情報が公表され、我が国におけるO I Lの検討に必要な環境が整った際には、包括的判断基準からO I Lを算出し、今回設定したO I Lの見直しを検討するとされている。

(資料 6-6 O I Lと防護措置について)

第6 複合災害

本市では、地震・津波と風水害・土砂災害及び雪害が同時に発生する複合災害の可能性がある。複合災害が発生した場合、被害の大幅な拡大が想定されるため、それぞれの災害単独ではなく、下記のような、複数の災害が重なった場合の対策を想定しておく必要がある。

1 地震と津波による複合災害

津波を伴う地震が発生した場合、地震による施設の被害に併せ、津波によるさらなる被害が生じる可能性がある。また、倒壊した建物などにより避難路が閉塞することで迅速な避難が困難となるなど、沿岸部などで地震・津波が複合的に作用することで、人的・経済的損失は非常に大きいものとなる可能性がある。

2 地震と雪害による複合災害

大雪時に限らず、積雪期においては人や車の移動が大きく制限されるため、冬期において地震が発生した場合、雪の存在が避難行動や救急・救助活動の大きな障害となることが予想される。また、屋根雪により家屋への負担が大きくなっていることから、地震による建物被害の増大も想定される。

3 地震と風水害・土砂災害による複合災害

地震によって河川管理施設や海岸保全施設に被害を受けた後に、大雨などによる洪水が発生した場合、河川・海岸保全機能が十分に果たせず、その被害が拡大する可能性がある。

また、地震によって生じた土砂災害や河道閉塞により、地震後の大雨は山間部などにおいては山崩れや土石流など、様々な複合災害に発展する可能性がある。

第3節 高岡市における過去の災害

富山県内に被害をもたらした主な歴史地震

発生年	地震名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
863(貞観5)		7以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586(天正13)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木舟城崩壊、白川谷被害多し	(5～6)
1662(寛文2)	(琵琶湖付近)	7.25～7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	(5)
1668(寛文8)			伏木・放生津・小杉で潰家あり	
1707(宝永4)	宝永地震	8.4	家屋倒壊、天水桶ことごとく転倒す	(5～6)
1858(安政5)	飛越地震	7.0～7.1	大鷲・小鷲崩壊、洪水、流出家	(5～6)
〃	(大町付近)	5.7	屋多し	—

* 上記の歴史地震は、「新編日本被害地震総覧 [増補改訂版]」(宇佐美龍夫、1996年)において1900年以前で本県に関する記事のあるものを記載した。空欄は記載なし。

富山県における震度3以上有感地震一覧表

発生日	県内最大震度	マグニチュード	おおよその震源地	地震名
昭和 8年 9月 21日	4	6	七尾湾	—
〃 13年 10月 4日	3	4.4	富山県西部	—
〃 17年 10月 27日	3	5.3	石川県西方沖	—
〃 19年 12月 7日	4	7.9	東南海	「東南海地震」
〃 20年 1月 13日	3	6.8	三河	「三河地震」
〃 21年 12月 21日	3	8	南海道	「南海道地震」
〃 23年 4月 18日	3	7	潮岬南方沖	—
〃 23年 6月 14日	3	4.9	姫川河口	—
〃 23年 6月 15日	3	6.7	日高川	「日高川地震」
〃 23年 6月 28日	4	7.1	福井	「福井地震」
〃 22年 6月 28日	3	5.2	福井県嶺北	—
〃 23年 6月 28日	3	5.5	福井県嶺北	—
〃 27年 3月 7日	4	6.5	大聖寺	「大聖寺地震」
〃 27年 3月 7日	3	—	大聖寺余震	—
〃 27年 7月 18日	3	6.7	吉野	「吉野地震」
〃 29年 6月 15日	3	4.9	富山県内	—
〃 36年 8月 10日	3	5.3	七尾湾	—
〃 36年 8月 19日	3	7	北美濃	「北美濃地震」
〃 38年 2月 9日	3	5.4	長野県西部	—
〃 38年 3月 27日	3	6.9	越前岬沖	「越前岬沖地震」
〃 39年 6月 16日	3	7.5	新潟	「新潟地震」
〃 39年 11月 27日	3	5.7	新潟県沖	—
〃 44年 9月 9日	3	6.6	岐阜県中部	—
〃 45年 2月 27日	3	5.1	富山県沿岸	—
〃 45年 3月 24日	3	—	富山市付近	—
〃 51年 2月 22日	3	4.2	富山県西部	—
〃 59年 9月 14日	3	6.8	長野県西部	「長野県西部地震」
〃 60年 10月 18日	3	5.7	能登半島沖	—
〃 62年 3月 24日	3	5.9	新潟県南部沖	—
平成 2年 8月 13日	3	3.6	富山湾	—
〃 5年 2月 7日	4	6.6	能登半島沖	—
〃 7年 1月 17日	3	7.3	淡路島	「兵庫県南部地震」
〃 10年 8月 16日	3	5.6	岐阜県飛騨地方	—
〃 12年 6月 7日	4	6.2	石川県西方沖	—
〃 14年 11月 17日	3	4.7	石川県加賀地方	—
〃 16年 10月 23日	3	6.8	新潟県中越地方	「新潟県中越地震」
〃 16年 10月 23日	3	6.3	新潟県中越地方	—
〃 16年 10月 23日	3	6.5	新潟県中越地方	—
〃 16年 10月 27日	3	6.1	新潟県中越地方	—
〃 19年 3月 25日	5-	6.9	能登半島沖	「能登半島地震」
〃 19年 3月 25日	3	5.3	石川県能登地方	—
〃 19年 3月 26日	3	5.3	能登半島沖	—
〃 19年 6月 11日	3	5	能登半島沖	—
〃 19年 6月 22日	3	4.6	石川県西方沖	—

発生日年月	県内最大震度	マグニチュード	おおよその震源地	地震名
平成 19年 7月 16日	4	6.8	新潟県上中越沖	—
〃 20年 1月 26日	3	4.8	石川県能登地方	—
〃 21年 8月 11日	3	6.5	駿河湾	—
〃 23年 2月 27日	3	5.5	岐阜県飛騨地方	—
〃 23年 3月 11日	3	9	三陸沖	—
〃 23年 3月 12日	3	6.7	長野県北部	—
〃 23年 6月 9日	3	3.7	石川県加賀地方	—
〃 23年 10月 5日	3	5.4	富山県東部	—
〃 23年 10月 5日	3	5.2	富山県東部	—
〃 25年 4月 4日	4	4.3	石川県加賀地方	—
〃 26年 11月 22日	3	6.7	長野県北部	—
〃 29年 6月 25日	3	5.6	長野県南部	—
令和 元年 3月 13日	4	5.5	石川県能登地方	—
〃 2年 9月 2日	3	4.6	石川県加賀地方	—
〃 4年 3月 8日	3	4.8	能登半島沖	—
〃 4年 6月 19日	3	5.4	石川県能登地方	—
〃 4年 6月 20日	3	5.0	石川県能登地方	—
〃 5年 5月 5日	4	6.5	能登半島沖	—
〃 5年 5月 5日	4	5.9	能登半島沖	—
〃 5年 5月 9日	3	4.7	石川県能登地方	—

震度 5 弱：1 回、震度 4：11 回、震度 3：53 回(1933 年～2023 年 5 月)

出典：富山地方気象台資料

高岡市の主な災害年表

1 風水害・土砂災害・火災

発生日年月		災害	誘因	発生日地点	被害の概要
西暦	和暦				
1330.10.2	元徳二年八月二十日	洪水	豪雨	内島	小矢部川で洪水発生、内島被害大。
1406	応永十三年秋	洪水	豪雨	—	雄神川（庄川）の流路が大変動。
1630	寛永七年	洪水	豪雨	戸出町	宝暦覚書に「寛永七年弁才天の西から入川し、田地を押流してはじめて庄川という大川ができた」をある。
1652.6	承応元年五月	洪水	豪雨	二塚	千保川・庄川で洪水発生、二塚村全村流出。
1655.5	明暦元年四月	洪水	豪雨	—	千保川・庄川で洪水発生。
1665.8	寛文五年七月	洪水	豪雨	—	庄川で洪水発生。
1669.7.13～19	寛文九年六月十六日～二十二日	洪水	豪雨	戸出大清水下麻生	庄川で洪水発生、大清水村、下麻生村被害甚大。砺波郡内の内 130 ケ村で被害。
1670.5	寛文十年四月	洪水	豪雨	—	小矢部川・雄神川・千保川・庄川で洪水発生。
1671.8.5～8	寛文十一年七月一日～四日	洪水	豪雨	—	砺波郡内の内 33 ケ村で被害、死者 15 名、流出 3 戸。
1682.3.20	天和二年二月十二年	洪水	豪雨	東五位	小矢部川・千保川・庄川で洪水発生、大源寺の田地流出。
1684～1688	貞享年間	洪水	豪雨	—	庄川で洪水発生。
1707.7	宝永四年六月	洪水	豪雨	河原町	千保川で洪水発生、高岡河原町 285 戸浸水。
1716～1736	享保年間	火災	—	福岡町	福岡町全焼、戸数約 200 戸余。
1720	享保五年	洪水	豪雨	—	庄川で洪水発生。
1729.10.5	享保十四年九月十三日	洪水	豪雨	戸出市野瀬新	庄川で洪水発生、市野瀬新村流出。
1737.3.26	元文二年二月二十六日	洪水	豪雨	戸出馬場町	庄川で洪水発生、遠所（戸出馬場町南の地名）で 23 戸浸水。
1737.5.24	元文二年四月二十五日	火災	フェーン現象	木町	夜に大和屋久兵衛宅火災、焼失 23 戸。
1738.7	元文三年六月	洪水	豪雨	—	庄川で洪水発生。
1741.3	寛保元年二月	洪水	豪雨	—	庄川で洪水発生。
1741.5	寛保元年四月	洪水	豪雨	—	庄川で洪水発生。
1746.12.31	延享三年十一月二十日	火災	—	関本町	瑞竜寺の山門、廻廊、鐘楼等火災の被害。
1752.9	宝暦二年八月	洪水	豪雨	—	小矢部川で洪水発生。
1760.1.4	宝暦九年十一月十七日	火災	—	横田町	焼失約 30 戸。
1763.6	宝暦十三年五月	洪水	豪雨	—	千保川・庄川で洪水発生。
1763.10	宝暦十三年九月	洪水	豪雨	—	千保川・庄川で洪水発生。

発生年月日		災害	誘因	発生地点	被害の概要
西暦	和暦				
1767.2.16	明和四年一月十八日	火災	—	三番町	焼失約130戸。
1772.3.27～4.9	明和九年二月二十四日～三月七日	洪水	豪雨	東五位	千保川・庄川で洪水発生、砺波平野一帯で人家・田畑に大被害。東五位全般が砂礫と化し北陸街道不通。
1782.6.7	天明二年五月～六月	洪水	豪雨	戸出徳市	庄川で洪水発生、徳市村被害甚大。
1783.8	天明三年閏六月	洪水	豪雨	—	小矢部川・千保川・庄川で洪水発生。
1786	天明六年	洪水	豪雨	—	小矢部川・千保川・庄川で洪水発生。
1787.5.24	天明七年四月八日	火災	フェーン現象	横田町	午後17時頃、焼失64戸。
1789.7.29	寛政元年閏六月七日	洪水	豪雨	東五位	小矢部川・庄川で洪水発生、小矢部川両岸の田畑250余歩の被害。
1795.9	寛政七年八月	洪水	豪雨	横田町	千保川・庄川で洪水発生、濁流が横田中島に流れ込む。
1800.6.10	寛政十二年閏四月十八日	火災	フェーン現象	中川原町	午後2時頃、四津屋長兵衛持納戸の辺火災。9町で焼失418戸、潰家26戸。
1803.4.14	享和三年二月二十三日	火災	フェーン現象	戸出町西町	戸出町西町より出火、焼失27戸。
1811.4	文化八年三月	洪水	豪雨	—	庄川で洪水発生。
1814.5.19	文化十一年三月三十日	火災	フェーン現象	戸出町東町	戸出町東町より出火、焼失108戸。
1814.5.27	文化十一年四月八日	火災	フェーン現象	伏木	午前3時頃、焼失220～230戸。
1821.7.23	文政四年六月二十四日	火災	フェーン現象	上川原町	午前9時半頃、立野屋善四郎の辺から出火。死者38名、焼失2,367戸、潰家6戸
1822.3.18	文政五年閏一月二十五日	火災	フェーン現象	大仏前	焼失35戸。
1830.6.13	文政十三年四月二十三日	火災	—	戸出町	焼失35戸。
1832.2.27	天保三年一月二十六日	火災	—	戸出町	焼失28戸。
1832.8.14	天保三年七月十九日	火災	フェーン現象	母衣町	午後15時頃、全焼46戸、潰家26戸。
1832.8.15	天保三年七月二十日	火災	フェーン現象	木町	午前3時頃、開発屋権右衛門宅火災。木町、開発町全焼26戸、潰家10戸。
1836	天保七年	洪水	豪雨	—	小矢部川で洪水発生。
1839.6.7	天保十年四月二十六日	洪水	豪雨	戸出徳市二塚	千保川・庄川で洪水発生、高岡町、徳市村、二塚村被害。
1840.10	天保十一年九月	洪水	豪雨	—	庄川で洪水発生。
1843.9.3	天保十四年八月十日	洪水	豪雨	—	庄川で洪水発生、太田、南麻生、西部金屋等被害。
1844.3	天保十五年二月	洪水	豪雨	—	庄川で洪水発生。
1853.10.23	嘉永六年九月二十一日	火災	季節風	守山町	午前10時頃、室屋武右衛門宅火災。全焼645戸、潰家53戸。
1854.8	安政元年七月	洪水	豪雨	—	小矢部川で洪水発生。
1859.7	安政六年六月	洪水	豪雨	—	小矢部川・千保川で洪水発生、高岡町浸水308戸。
1859.7.3	安政六年六月四日	火災	フェーン現象	芳野	繁久寺全焼。
1863.10.21	文久三年九月九日	火災	季節風	下川原町	午後20時頃、浅井屋長左衛門宅火災。5ヶ所で全焼188戸、潰家10戸。
1864.11.2	文治元年十月三日	火災	季節風	伏木	中伏木屋弥十郎火災、焼失200戸、弥十郎焼けという。
1866.8	慶応二年七月	洪水	豪雨	—	小矢部川・庄川で洪水発生。
1868	明治元年	火災	—	福岡町五位	焼失50～60戸。
1868.5.21	明治元年四月十九日	火災	フェーン現象	放生津	焼失130戸。
1869.10.6	明治二年九月二日	火災	季節風	新湊	午後9時～12時頃、焼失700戸。
1871.5.22	明治四年四月四日	洪水	豪雨	—	庄川太田村(砺波市)堤防欠壊80間(約145m)
1871.11.15	明治四年十月三日	洪水	豪雨	—	庄川太田村(砺波市)堤防欠壊、死者3名。
1873	明治6年4月30日	洪水	豪雨	—	庄川太田村(砺波市)堤防欠壊100間(約180m)
1873	明治6年9月2日	洪水	豪雨	—	庄川中野村(砺波市)堤防欠壊350間(約630m)
1873	明治6年9月12日	火災	季節風	新湊	正午～午後4年頃、焼失200戸。
1873	明治6年9月21日	火災	季節風	—	庄川浅井村(射水市)堤防決壊80間(144m)。
1877	明治10年4月30日	火災	フェーン現象	東横町	清水次郎吉方より出火、焼失46戸。
1878	明治11年5月21日	火災	フェーン現象	木舟町小馬出町	午前1時頃、焼失80戸、潰家20戸、木舟町津幡善兵衛失火、小馬出町に延焼。
1879	明治12年3月3日	火災	フェーン現象	木舟町	午前1時～3時頃、焼失2,000戸。浅井吉平失火、神社1、寺院23、学校1の被害。
1880	明治13年4月3日	火災	フェーン現象	伏木	午後12時～午前6時頃、伏木村中道より出火、焼失270戸、善平さ焼けという。
1881	明治14年4月7日	洪水	豪雨	—	庄川中野村(砺波市)堤防欠壊。

第4章 本市の概況及び災害の危険性

発生年月日		災害	誘因	発生地点	被害の概要
西暦	和暦				
1881	明治14年4月13日	火災	フェーン現象	中田町	午前2時頃、焼失200戸。
1881	明治14年4月29日	洪水	豪雨	—	庄川柳瀬村(砺波市)堤防欠壊120間(約220m)
1881	明治14年11月17日	火災	季節風	新湊	焼失80戸、潰家20戸。
1882	明治15年7月8日	火災	フェーン現象	千木屋町	午前1時頃、焼失230戸。千木屋町島田某失火梶原淵町・立横町・袋町・小馬出町・坂下町・横町・平米町の各所。
1883	明治16年5月10日	洪水	豪雨	—	庄川出水、堤防流失等の被害。
1885	明治18年4月12日	洪水	豪雨	—	庄川浅井村(射水郡)堤防欠壊。
1885	明治18年4月28日	火災	フェーン現象	中田町	焼失100戸。
1886	明治19年4月2日	火災	フェーン現象	放生津	焼失200戸。
1886	明治19年8月26日	火災	—	国吉	焼失62戸。
1887	明治20年10月1日	火災	季節風	伏木	午後10時～午前7時頃、伏木湊町から出火、焼失400戸、死者2名。
1888	明治21年4月15日	火災	フェーン現象	新湊	午後7時～午前2時頃、焼失127戸。
1888	明治21年4月17日	火災	フェーン現象	定塚町	城道五十里栄次郎失火。定塚町1丁目より3丁目まで、焼失200戸。
1888	明治21年4月20日	火災	フェーン現象	新湊	午後11時～午前2時頃、焼失150戸、負傷5名。
1889	明治22年4月28日	火災	フェーン現象	坂0下町	午前1時～4時半頃、坂下町熊木孫二失火。焼失74戸。
1890	明治23年10月5日	洪水	豪雨	伏木新島	浸水50余戸、船舶70余が被害。
1890	明治23年10月23日	洪水	豪雨	新島	小矢部川増水、寺畑橋の一部が墜落し約30人行方不明、新島で家屋50余戸浸水。
1891	明治24年5月10日	火災	フェーン現象	高岡	午後11時頃、木町住谷佐太郎失火、焼失78戸、学校1、寺院2の被害。
1891	明治24年7月19日	洪水	豪雨	—	庄川・神通川・常願寺川。黒部川出水、被害大。
1891	明治24年9月2日	火災	季節風	源平町	午前2時半頃、源平板屋町(現・源平町)湯屋堀田失火。焼失50戸。
1891	明治24年9月30日	洪水	豪雨	—	新湊海岸被害甚大。
1894	明治27年9月7日	火災	季節風	伏木湊町	午後11時半～午前6時頃、焼失370戸。
1894	明治27年10月20日	火災	季節風	北町	長田長吉方より出火、折からの烈風で焼失70戸、戸出野神社全焼。
1895	明治28年8月4日	洪水	豪雨	—	庄川東開村堤防欠壊。
1896	明治29年7月21年	洪水	豪雨	中島町	死者2名。横田橋・中島橋・新幸橋・内免橋等流失、中島町が孤立化、夕方になっても水位は6mに及んだ。伏木で家屋浸水339戸、田畑19ha等の被害。
1896	明治29年8月31日	洪水	豪雨	—	流失104戸と、浸水19,011戸。家屋倒壊、死者2名。
1897	明治30年7月7日	洪水	豪雨	—	庄川12尺(約3.6m)、小矢部川9尺(約2.7m)。
1898	明治31年9月8日	洪水	豪雨	—	庄川浅井村(射水市)堤防決壊。
1899	明治32年9月8日	洪水	台風	庄川	庄川出水、浸水家屋1,719戸、堤防決壊、田地流失。
1900	明治33年6月27日	火災	フェーン現象	二番町	死者7名、焼失3,589戸、半焼25戸、破壊30戸。官衙3、学校1、神社2、寺院25、銀行会社13の被害。全市の6割が焼失。
1903	明治36年7月9日	洪水	豪雨	—	庄川・神通川出水。
1905	明治38年6月22～23日	洪水	豪雨	東五位	小矢部川・祖父江川増水、東五位全村浸水、沿村全て交通は船にて運ぶ。
1907	明治40年6月1日	火災	—	伏木湊町	湊町14番地から出火、家屋189戸等焼失。
1911	明治44年5月9日	火災	フェーン現象	梶原町	午後1時頃、焼失96戸。立横町・袋町・上桶屋町に延焼。
1912	明治45年2月26日	火災	—	新湊	午後2時頃、焼失272戸 学校1、寺院3の被害。
1913	大正2年5月22日	火災	フェーン現象	縄手下町	全焼27戸、半焼5戸。
1919	大正8年7月6～8日	洪水	豪雨	東五位	小矢部川堤防の決壊16ヶ所、福岡三日市橋流出、福岡村で全戸浸水被害。
1923	大正12年7月18日	洪水	豪雨	福岡町	伏木54mm、小矢部川等大増水、福岡町で浸水家屋39戸。
1924	大正13年5月28日	火災	フェーン現象	伏木中道	午後1時半～3時半頃、焼失51戸、公会堂被害。
1926	大正15年5月9日	火災	フェーン現象	福岡町中町	全焼18戸。
1930	昭和5年7月10日	土砂崩壊	豪雨	伏木	伏木町串岡砂利層崩壊。
1930	昭和5年9月5日	火災	季節風	新湊	午前11時～午後5時頃、東町より出火。焼失503戸。
1932	昭和7年5月26日	火災	フェーン現象	守山・二上	守山より失火、二上に延焼した山火事発生。守山焼失40戸、二上焼失90戸、山林180町歩。

西暦	発生年月日		災害	誘因	発生日点	被害の概要
	和暦					
1933	昭和8年	7月26日	洪水	豪雨	—	伏木 32mm、浸水家屋約 100 戸。
1934	昭和9年	7月11日	洪水	豪雨	中田町	庄川右岸の中田町から射水平野、左岸の野村や市内低湿地で被害最大。中田町で死者9名。
1941	昭和16年	4月16日	火災	フェーン現象	新湊	午後3時～7時頃、長徳寺より古新町に延焼。焼失498戸 漁舎等180、漁船30の被害。
1943	昭和18年	9月2日	火災	季節風	福岡町	淵ヶ谷小学校全焼。
1949	昭和24年	5月1日	火災	フェーン現象	戸出町	東横町より出火、全半焼82戸、災害救助法適用。
1949	昭和24年	11月23日	洪水	アイリーン台風	伏木	伏木 17mm、家屋半壊8戸、浸水約1,500戸、災害救助法適用。
1952	昭和27年	7月1日	洪水	豪雨	福岡町	伏木 82mm、床上浸水190戸、床下浸水400戸。
1953	昭和28年	4月29日	火災	フェーン現象	渡り	11時40分頃、高岡市渡りで53戸焼失。災害救助法適用。
1953	昭和28年	5月26日	火災	フェーン現象	大工中町	全半焼29戸、軽傷者7名。
1953	昭和28年	9月25～26日	洪水	テス台風	福岡町	伏木 112mm、床上浸水221戸、床下浸水547戸、道路・堤防決壊、橋梁流出。
1958	昭和33年	5月31日	火災	フェーン現象	福岡町沢川	全焼41戸、死者1名。
1959	昭和34年	9月26日	洪水	伊勢湾台風	—	伏木 86.9mm、道路・堤防決壊、橋梁流出。
1961	昭和36年	5月9日	火災	フェーン現象	沢川	全焼12戸。
1962	昭和37年	5月21日	火災	フェーン現象	立野	全半焼31戸。
1963	昭和38年		土砂災害	豪雨	中田町	和田川流域で山崩れ発生。
1963	昭和38年	6月4日	土砂災害	豪雨	伏木矢田	矢田地内高伏道路沿いの崖（高さ約20m、奥行5m）が崩壊、死者2名。
1964	昭和39年	7月17～18日	洪水	豪雨	—	豪雨被害の影響は富山平野、砺波平野の中心部大きく、高岡市と小杉町に災害救助法適用。
1965	昭和40年	9月17～18日	洪水	台風	—	家屋の浸水、道路損壊、土砂崩れ、田畑浸水が多く発生。
1969	昭和44年	8月11日	土砂災害	豪雨	伏木古国府	高さ12m、幅33mのがけ崩れ発生、家屋全壊1戸、損壊4戸。
1970	昭和45年	6月14～16日	洪水	豪雨	—	伏木 34mm、床下浸水あり。
1970	昭和45年	8月6日	洪水	豪雨	—	伏木 108mm、床下浸水あり。
1971	昭和46年	7月24～26日	洪水	豪雨	岸渡	伏木 191mm、床下浸水26戸、家屋全壊1戸、岸渡堤防決壊、沈下1m、長さ20m。
1972	昭和47年	7月12～16日	土砂災害	豪雨	勝木原	伏木 215mm、床下浸水、水田の冠水あり。西部丘陵地帯の勝木原林道で崖崩れ、路肩損壊あり。
1972	昭和47年	9月8～11日	洪水	豪雨	—	伏木 117mm、床下浸水あり。
1973	昭和48年	6月26～27日	洪水	豪雨	—	伏木 76mm、床下浸水13戸。
1974	昭和49年	7月9～11日	洪水	豪雨	—	伏木 107mm、床下浸水106戸、床上浸水6戸。
1974	昭和49年	9月7～10日	洪水	台風18号	—	伏木 265mm、床下浸水68戸。
1975	昭和50年	7月7～13日	洪水	豪雨	—	伏木 111mm、床下浸水6戸、谷内川橋梁1箇所落下。
1975	昭和50年	9月17～19日	洪水	豪雨	—	伏木 90mm、床下浸水51戸。
1976	昭和51年	7月19～20日	洪水	台風9号	—	伏木 80mm、床下浸水1戸。
1976	昭和51年	8月14～15日	土砂災害	豪雨	—	伏木 192mm、床下浸水121戸、床上浸水21戸、高伏道路や県道触坂線、二上万葉ラインなどで道路欠損、土砂崩れあり。
1976	昭和51年	9月8～14日	洪水 土砂災害	台風17号	城光寺	庄川洪水。加越能鉄道庄川橋梁が落橋。伏木 254mm、床下浸水34戸、城光寺運動公園内にて約10,000㎡の土砂流失。
1978	昭和53年	8月15～18日	洪水	豪雨	西広谷	伏木 163mm、床下浸水134戸、床上浸水2戸、西広谷地区で、がけ崩れ、道路損壊あり。
1979	昭和54年	6月28～7月3日	洪水	豪雨	—	伏木 210mm、床下浸水2戸。
1979	昭和54年	8月21～23日	洪水	豪雨	—	伏木 158mm、床下浸水1戸。
1979	昭和54年	9月30～10月1日	洪水	台風16号	—	伏木 66mm、床下浸水16戸。
1980	昭和55年	7月6～10日	土砂災害	豪雨	矢田新	伏木 197mm、矢田新地内林道で土砂崩れあり。
1983	昭和58年	7月20～23日	土砂災害	豪雨	二上山城山下	伏木 226mm、床下浸水36戸、二上万葉ラインで約700㎡の土砂流出、福岡町内各所で土砂崩壊発生、家屋一部破損1戸。
1983	昭和58年	8月21～22日	洪水	豪雨	—	伏木 62mm、床下浸水556戸、床下浸水12戸。
1984	昭和59年	7月7～8日	洪水	豪雨	—	伏木 69mm、床下浸水9戸。
1984	昭和59年	7月25～26日	洪水	豪雨	—	伏木 96mm、床下浸水23戸。
1984	昭和59年	9月16日	洪水	豪雨	伏木	57mm（8時40分～10時観測）の集中豪雨、床下浸水32戸。

第4章 本市の概況及び災害の危険性

	発生年月日		災害	誘因	発生地点	被害の概要
	西暦	和暦				
1985	昭和60年6月30日～7月1日		土砂災害	豪雨	太田岩崎	床下浸水217戸(伏木6/28-7/1 201mm)、床上浸水7戸、太田岩崎地内において土砂流出により家屋全壊1戸。
1987	昭和62年9月2～4日		洪水	豪雨	—	伏木24mm、床下浸水2戸。
1988	昭和63年8月18日		洪水	豪雨	—	夕方1時間余に72.5mmの記録的な豪雨が観測され、高岡市を中心に浸水等の被害が発生。
1988	昭和63年9月2～12日		洪水	豪雨	—	伏木185mm、床下浸水2戸。
1989	平成元年8月17日		洪水	豪雨	—	床下浸水50戸、床上浸水4戸、17日2:00～3:00迄の1時間に53mmの降雨に見舞われた。
1990	平成2年9月19～20日		洪水	台風19号	—	伏木50mm、床下浸水29戸。
1991	平成3年6月28～30日		洪水	豪雨	—	伏木91mm、床下浸水127戸、床上浸水29戸。
1991	平成3年7月12～13日		土砂災害	豪雨	境	伏木122mm、境地内で土砂流出、床下浸水1戸。
1991	平成3年9月27～28日		洪水	豪雨	—	伏木12mm、福岡町内一円被害大。
1998	平成10年9月22日		洪水	豪雨	—	高岡市で床下浸水385棟・床上浸水59棟、福岡町で床下浸水5棟。高岡市警戒本部を設置。
1999	平成11年10月27～28日		洪水	豪雨	—	伏木124mm、床上浸水40戸、床下浸水452戸。
2000	平成12年8月2日		洪水	豪雨	—	伏木6.5mm、床下浸水5戸。
2001	平成13年6月29日		土砂災害	豪雨	—	伏木130mm、床上浸水2戸、市内で土砂崩れ発生、最大雨量74.5mm/h。
2003	平成15年9月1日		土砂災害	豪雨	—	伏木218mm、床下浸水18戸、市内2ヶ所で土砂崩れ発生。
2004	平成16年9月14日		洪水	豪雨	—	伏木79mm、床下浸水21戸。
2004	平成16年10月20～21日		洪水	台風23号	伏木	123mm、伏木でも2日間で123mm、市政初の避難勧告(能町・野村校下内の一部自治会925世帯)。建物・倒木被害318件。
2005	平成17年6月29日～30日		洪水	豪雨	—	伏木70mm、床下浸水被害あり。
2005	平成17年7月12日		土砂災害	豪雨	—	伏木104mm、床下浸水被害あり、斜面崩壊等発生。
2007	平成19年8月6日		風害	暴風	東五位	住家全壊2戸、一部損壊50戸
2008	平成20年2月24日		高波	高波	太田、伏木	公共建物等被害1件、その他3件
2009	平成20年7月28日		洪水	豪雨	伏木など	床上浸水1棟(住家1棟)、床下浸水94棟(住家81棟、非住家13棟)
2009	平成20年8月16日		土砂災害	豪雨	古府	避難勧告(古府校下内の11世帯)
2010	平成21年10月7～8日		風害	台風18号	—	一部損壊8件(住家2件、非住家6件)
2012	平成24年7月20～21日		風水害 土砂災害	豪雨	—	浸水害659棟(床上219棟、床下440棟) 避難勧告(福岡町西明寺他7世帯16名)
2013	平成25年8月		風水害 土砂災害	豪雨	—	浸水害棟(床上12棟、床下23棟)
2014	平成26年7月20日		風水害 土砂災害	豪雨	—	浸水害棟(床上26棟、床下47棟)
2014	平成26年10月		風水害 土砂災害	台風19号	—	避難準備情報(西広谷、勝木原、山川、福岡町沢川、福岡町五位、福岡町小野、福岡町栃丘、福岡町西明寺、福岡町花尾、267世帯、692人)
2017	平成29年7月		風水害 土砂災害	豪雨	—	避難勧告(福岡町沢川) 避難準備・高齢者等避難開始(福岡町五位、福岡町小野、福岡町栃丘、福岡町西明寺、福岡町花尾、西広谷、勝木原、山川、西田) 324世帯、787人
2018	平成30年8月31日		土砂災害	豪雨	—	避難勧告(伏木、古府、太田、国吉、二上、守山、中田、福岡、石堤) 住宅一部破損1棟
2018	平成30年9月4日		風水害 土砂災害	台風21号	—	避難準備・高齢者等避難開始(伏木、古府、太田、国吉、二上、守山、中田、福岡、石堤) 住宅一部破損10棟
2019	令和元年8月30日		土砂災害	豪雨	—	避難勧告(五位山、赤丸、石堤、国吉、伏木、古府、太田、守山、二上)
2019	令和元年10月12日		土砂災害	台風19号	—	避難準備・高齢者等避難開始(守山、二上、伏木、古府、太田、国吉、石堤、西五位、赤丸、五位山) 自主避難所(河川災害)20地区
2021	令和3年8月13～15日		土砂災害	豪雨	—	避難指示(五位山(沢川)) 高齢者等避難(石堤(勝木原、西広谷、山川)、五位山(小野、五位、栃丘、西明寺)、赤丸(花尾))
2022	令和4年8月4日		土砂災害	豪雨	—	高齢者等避難(福岡町沢川、福岡町五位)
2022	令和4年8月20～21日		風水害 土砂災害	豪雨	—	床下浸水10棟(住家4棟、非住家6棟)
2023	令和5年5月7～8日		風水害 土砂災害	豪雨	—	床下浸水3棟(住家1棟、非住家2棟)

2 地震（津波）

発生年月日		災害	誘因	発生地点	被害の概要
西暦	和暦				
1586.1.18	天正十三年十一月二十九日	液化化	天正地震	福岡町木舟	木舟城の城主前田秀継夫妻が城とともに圧死。雄神川（庄川）の流路が変動。
1668.6.14	寛文八年五月五日	震災	地震	古城・伏木	伏木で家屋倒壊、高岡城の橋倒壊。
1858.4.9	安政五年二月二十六日	地割れ	飛越地震	伏木錦町 伏木古国府	古国府下町浜辺で1~2尺（約30~60cm）の地割れ発生。破損家屋多く、不遠寺鐘楼倒壊。
2007	平成19年3月25日	能登半島地震	地震	能登半島沖	人的被害6件（軽症）、一般家屋等被害（塀の倒壊・屋根瓦の落下等、一部損壊）7件、公共建物等被害（亀裂や壁の剥離・落下等、一部損壊）19件

3 雪害

発生年月日		災害	誘因	発生地点	被害の概要
西暦	和暦				
1917	大正6年	豪雪	降雪	—	高岡町151cm、圧死者2名。
1918	大正7年	豪雪	降雪	伏木湊町	積雪量149cm、市内交通マヒ状態となる。伏木湊町では土蔵倒壊で死者1名。
1940	昭和15年	15豪雪	降雪	—	積雪量183cm、伏木測候所開設以来の最高記録。
1963	昭和38年	38豪雪	積雪	—	積雪量225cm、市内交通マヒ状態となる。市内多くの学校で臨時休校の措置。
1976	昭和51年	51豪雪	積雪	—	伏木1~2月の降雪量63cm、1月16日、放射冷却現象により水道管破裂事故150件。2月、積雪荷重による建造物の倒壊、屋根雪の落下による死者あり。1月17日、災害対策本部設置。
1977	昭和52年	52豪雪	積雪	—	伏木1月~3月の降雪量92cm、圧死者1名。
1981	昭和56年	56豪雪	積雪	—	伏木積雪量総量617cm、積雪の最深148cm、死者6名、負傷者24名、家屋一部損壊11戸、床下浸水37戸、1月6日、災害対策本部設置。
1982	昭和57年	57豪雪	積雪	—	伏木積雪量総量218cm、積雪の最深37cm、福岡町で死者1名。
1984	昭和59年	59豪雪	積雪	—	伏木積雪量総量563cm、積雪の最深95cm、高岡市で死者2名、負傷者9名、床下浸水3戸。高岡町で死者1名。
1985	昭和60年	60豪雪	積雪	—	伏木積雪量総量461cm、積雪の最深95cm、福岡町で死者1名。
2006	平成18年	平成18年豪雪	積雪	—	伏木12月~1月の降雪量380cm、1月8日11時：最深104cm、救急出動59件（うち骨折等重傷者10名）、家屋半壊1戸、一部損壊2戸、非住家全壊1戸、半壊4戸。
2008	平成20年1~2月	雪害	積雪	—	人的被害2件（重症1名、軽傷1名）
2011	平成23年1~2月	雪害	積雪	—	人的被害14名（重症2名、軽傷12名）、物的被害11件（住家6件（半壊2件、一部損壊4件）、非住家5件（全壊3件、一部損壊2件）
2018	平成30年1~2月	雪害	積雪	—	伏木最深積雪量96cm。雪害対策本部を設置。人的被害11名、物的被害7件（住家一部損壊3件、非住家一部損壊4件）
2021	令和3年1月	雪害	積雪	—	伏木最深積雪量115cm（1月9日21時時点） 雪害対策本部を設置。 人的被害33件、物的被害14件

第4節 減災目標

本市に最も大きな影響を及ぼす可能性がある邑知潟断層帯（石川県七尾市から、かほく市に至る断層帯）による地震について、市民の生命や財産を保護するため、建築基準法の新耐震基準が導入（昭和56年6月）される以前の建築物の耐震化に関する減災目標を設定し、計画的に地震防災対策の充実を図るものとする。

また、減災目標と併せて地震による被害を軽減するため、本計画や総合計画等の関連計画に基づく重点施策及び目標を設定する。

1 減災目標

高岡市耐震改修促進計画（令和5年3月）に基づき、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標は次のとおりとし、計画期間は令和7年度とする。

<参考>耐震化率目標※

項目	現状	目標（令和7年度）
住宅の耐震化率	78%	90%
多数の者が利用する建築物の耐震化率	88%	95%

※高岡市耐震改修促進計画（令和5年3月）

2 まちづくり指標

まちづくり指標	
防災士の登録者数	基準値(R2)206人 → 目標値(R8)408人
総合防災訓練の実施地区数	基準値(R3)6校区 → 目標値(R8)12校区 (中学校区)
まるごとまちごとハザードマップの整備地区数	基準値(R3)1校区 → 目標値(R8)25校区 (小学校区)